

学 生 便 覧

(学生手帳)

— 2023 —



SEITOKU



SEITOKU

聖徳大学幼児教育専門学校

● 学生便覧 (学生手帳) について ●

* みなさんが本校の学生として、安心かつ充実した学校生活を過ごすために、また、自分の夢を実現していくための大切なガイドブックとなります。

SEITOKU GAKUEN シンボルマーク

シンボルマークは、創立者川並香順先生の生誕 100 年を記念して、平成 10 年に制定されました。

このシンボルマークは、聖徳のイニシャルでもある "S" をモチーフに、すべての子どもたちに愛情をそそぐという和の精神と未来への発展、飛躍を象徴化したものです。

S を人に見立て、大小 2 つの弧が手と手を合わせるようなデザインは、慈悲の心に通じ、連帯感や人間づくりを表現しています。S の上の丸は、人の顔にあたり、これからの学園が若葉のように育てほしいという願いが込められています。

シンボルカラーは、「未来・地球=青」と「人=赤」の調和を表した赤みがかった“ヒューマンブルー”です。未来や宇宙に向かった発展性と人との調和を象徴しており、この色がスクールカラーともなっています。

..... CALENDAR

2023年度 (2023~2024)

4 APR 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	5 MAY 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	6 JUN 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30
7 JUL 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	8 AUG 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	9 SEP 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30
10 OCT 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	11 NOV 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	12 DEC 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30
2024 1 JAN 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	2 FEB 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29	3 MAR 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30

2024年度 (2024~2025)

4 APR 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	5 MAY 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	6 JUN 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29
7 JUL 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	8 AUG 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	9 SEP 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30
10 OCT 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	11 NOV 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	12 DEC 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
2025 1 JAN 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	2 FEB 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28	3 MAR 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29

● ● ● も く じ ● ● ●

はじめに	4
●建学の精神と教育方針	4・5
●校長のことば	6
●3つのポリシー	7
●個人情報保護方針/●セクシュアル・ハラスメントの防止指針	8
●聖徳学園・本校の沿革	9~13
●聖徳学園学園歌	14・15
●2023年度学事日程	16
●スケジュール	17~28
履修	29~46
1. 授業	29~34
2. 学籍	34・35
3. 学籍異動	35~38
4. 試験・成績	38~40
5. GPA (グレード・ポイント・アベレージ)	41
6. 振り返りシート	41
7. 実習	41~43
8. 聖徳教育	43
9. 研究発表	44
10. 学校行事	44~46
学生生活要領	47~72
1. 基本姿勢	47
2. 服装	47・48
3. 指示事項	48・49
4. クラス委員	49・50
5. 図書室	50~52
6. 学生生活における注意事項	52・53
7. 生活相談	53・54
8. アルバイト	54
9. 学生提案箱	55
10. 事務手続き	55~61
11. 教室等使用について	62
12. ピアノの使用について	62
13. ロッカーの使用について	63
14. 学校備品の使用について	64
15. 学内環境美化について	64
16. 盗難防止について	64
17. 災害時について●災害時の対応マニュアル(地震編)	64~68
18. 博物館等の優待制度	68
19. セミナーハウス(宿泊施設)	69~72
進路	73~75
1. 就職	73・74
2. 進学	74
3. ひじり会(同窓会)	75
4. 卒業後の各種証明書の申請	75
聖徳大学幼児教育専門学校学則	76~83
学生通則	84~86
科目の履修方法,学習の評価,及び課程修了の認定に関する規程	87~89
●レポート表紙見本	90
諸手続き一覧(各種願書・届書)	91
キャンパスQ&A	92・93
キャンパス案内	94
施設案内・避難経路	95~97
聖徳学園創立50周年記念祝典讃歌・聖徳学園応援歌・想園歌・聖香寮寮歌	98
学園関係	99

はじめに

● 建学の精神と教育方針



創立者
故 川並香順先生



元学長
故 川並孝子先生



前理事長・学園長
故 川並弘昭先生



理事長・学園長
川並弘純先生

建学の精神「和」

東京聖徳学園の歴史は、昭和8年（1933年）4月10日、川並香順・孝子先生が東京市大森区新井宿（現・東京都大田区）に設立した「聖徳家政学院」と「新井宿幼稚園」から始まります。当時、社会福祉や民生の仕事に取り組んでいた香順先生は、社会的に軽視され、その内容も形式的でしかなかった女子教育・幼児教育に改革の必要性を強く感じていました。そんな時、香順・孝子先生の長女が2歳で夭折。悲しみの底にあって、香順・孝子先生の心に芽生えたのは「我が子に注ぐ愛情をすべての子に注ぐ。それが我が子を"生かす"たった一つの道ではないか」という強い誓いの念でした。以来、香順・孝子先生はその人生を女子教育・幼児教育に捧げ、その高潔な教育理念の実現にむけて努力を続けました。

香順・孝子先生の理想は、学園創設より、今もその輝きを失うことなく"聖徳教育"の中に確かな志となっているのです。香順先生は、聖徳太子が制定した十七条憲法の第一条「和を以て貴しと為す」から建学の精神を「和」に定め、教育の目標を次の3点にまとめました。

1. 人間が生まれながらに持っている個性を尊重し、しかも調和がとれる人間の育成。
2. 社会の変化に対応し、その発展に貢献できる専門能力・技術を備えた人材の育成。
3. 高い知性と豊かな情操を備えた女性。

こうした考え方は、現代社会において、一層その価値が高まっています。創立者川並香順・孝子先生はすでに故人となりましたが、その精神は時代を超えて学園の教育に生きているのです。

教育方針

本校の教育目標・育成人材像は、聖徳太子がとなえた「和」の建学理念に基づき、一般教育および保育に関する女子教育を施し、幼稚園教員・保育士を養成するとともに、良き社会人の育成に努めています。

教育目標達成を確実なものとするために、専門士授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者の受入れ方針（アドミッション・ポリシー）の3つのポリシーを定めています。

特に下記の3点、専門士授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を重視し、教育課程の編成や学修成果の認定に反映させています。

1. 幼児教育に対する情熱及び責任感を身につけている。
2. 専門職に関する知識・技能及び表現力を身につけている。
3. 多様な協働学習を通して、豊かな人間性を身につけている。

学園設立時の教育理念・教育目標・育成人材像は、いつの時代にあっても大切に堅持する一方、社会の急速な変化や時代の要請に対しては柔軟な対応をとることで、今後も幼児教育・保育における社会的責任を果たすべく、質の高い教育活動を実施していきたいと考えます。

● 校長のこ と ば



校長 かなみ 川 すなお 並 順

聖徳大学幼児教育専門学校は昭和8(1933)年、学園創立者川並香順・孝子両先生によって設立された聖徳家政学院が前身であり、建学の「和」の精神のもとに教育が行われています。

とくに、幼児教育者、保育者養成に特化された本校は、子どもの社会的生活の場において、初めて出会う親以外の大人を養成する場でもあります。教員である以前に人としての人格と教養を備えることが要求されます。さらに、単に知識や技術を学ぶ暗記のような学習では、子どもには伝わりません。使える知識、技術が求められます。使える知識、技術にまで能力を高めるためには、探求と反復が必要になります。楽をして成果を得ることはできません。多くの物事に興味をもち、知識のポケットを増やしてください。

社会的には「保育の聖徳®」との評価を得ていますが、卒業生が社会で活躍した結果であり、本学で学ぶことで自然と能力がつくことではありません。学生の皆さんの能力向上のために教職員一丸となって教育させていただきます。積極的に能力の獲得に努め、優れた幼児教育者、保育者を目指してください。

● 3つのポリシー

「聖徳大学幼児教育専門学校が求めるもの」

聖徳大学幼児教育専門学校では、学則に定める教育目的を果たすため、専門士授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の3つの方針を、次のとおり定めています。

① 専門士授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

本校は、即戦力としての幼稚園教諭及び保育士の養成を目的としており、以下の知識・能力・態度を有するに至った者に専門士を授与する。

- (1) 幼児教育に対する情熱及び責任感を身につけている。
- (2) 専門職に関する知識・技能及び表現力を身につけている。
- (3) 多様な協働学習を通して、豊かな人間性を身につけている。

② 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

教育目的を達成するために、以下のような方針に基づく教育課程の編成・実施を行う。

- (1) 幼児教育に対する情熱や責任感を培うために、幼稚園・保育所等の実習を重視する。
- (2) 人間性を高める教養科目と子ども理解を深める専門教育科目の連携を図り、実践的及び専門的力量を構築する。
- (3) 協働学習を通じて、コミュニケーション能力、表現力及び創造力を高める。

③ 入学者の受入れ方針（アドミッション・ポリシー）

教育目的を達成するため、以下のような条件を有する者を入学させる。

- (1) 「元気、笑顔、熱意、誠実」を持ち、将来、免許・資格を活かす意思がある。
- (2) 入学後の修学に必要な基礎学力がある。
- (3) コミュニケーション能力を持ち、協調してものごとに取り組む姿勢がある。

● 個人情報保護方針

聖徳学園は、建学の精神"和"の精神の具現化のため、学生、生徒、児童、園児(以下、学生等)と教職員間の心の交流が育まれる少人数教育を実践しており、本学園にとって個人情報保護は極めて重要なものと考えています。個人情報は学生等、卒業生、保護者、教職員にとって重要な財産です。本学園はその重要性を認識し、個人情報の取扱いについて適切な管理・対策を講じるよう努めてまいります。

ここに「個人情報保護方針」を定め、継続的に取り組んで行くことを表明いたします。

1. 法令等の遵守

個人情報保護に関する法令およびその他規範を遵守いたします。

2. 利用目的の特定

個人情報の収集・利用・提供に関し利用目的を明らかにし、その目的に則って利用いたします。

3. 安全管理について

個人情報の漏えい、滅失、き損を防ぎ、正確性を確保するため安全管理に努めてまいります。

4. コンプライアンス・プログラムについて

個人情報、その他の情報の取扱いに関し方針、責任、役割、規定を定め、コンプライアンス・プログラムの継続的改善を実践いたします。

● セクシュアル・ハラスメントの防止指針

1. 目的

学校法人東京聖徳学園において、セクシュアル・ハラスメントを防止し、健全で快適なキャンパス環境をつくるために、この指針を定める。

2. 基本方針

セクシュアル・ハラスメントは、人としての尊厳を侵害する重大かつ不当な性差別行為であり、本学園の環境を著しく損なう行為として、容認できるものではない。本学園においては、セクシュアル・ハラスメント行為には、厳正な態度で臨むとともに、この指針に基づきセクシュアル・ハラスメントの防止に努めるものとする。

3. 定義

セクシュアル・ハラスメントは、次に掲げる行為をいう。

- ①相手方の意に反する性的な言動をとり、それに対する対応によって、就学・就労・教育又は研究を行う上で、一定の利益又は不利益を与えること。
- ②相手方の意に反する性的な言動により、就学・就労・教育又は研究を行う環境を著しく損なうこと。

● 学校法人東京聖徳学園・聖徳大学幼児教育専門学校の沿革

昭和8年4月(1933) 創立者川並香順先生・川並孝子先生ご夫妻が、東京市大森区新井宿4丁目(現大田区中央4丁目)に聖徳家政学院、新井宿幼稚園を創立。

昭和14年4月(1939) 新校舎を増築落成。

昭和19年4月(1944) 聖徳家政学院は、東京都の認可を得て、聖徳学園保姆養成所となり、幼稚園教諭・保育所保育士の養成をはじめめる。

昭和20年3月(1945) 聖徳学園保姆養成所第1回卒業生22名を送り出す。

4月 園舎、校舎等を空襲で焼失、新井宿幼稚園は一時休園、聖徳学園保姆養成所は港区立西桜小学校の一部を仮校舎として授業を継続。

昭和22年2月(1947) 学制改革により、聖徳学園保姆養成所は聖徳学園高等保育学校と名称変更。

3月 保育部のほかに洋裁部・和裁部を再開。

昭和24年3月(1949) 川並香順先生の全私財を投じて財団法人聖徳学園を設立、文部大臣の認可を得る。同時に東京都港区芝通新町13番地(現三田校地)に校地を得て、新校舎を建築。

昭和27年10月(1952) 新井宿幼稚園は聖徳学園三田幼稚園として再開(同29年認可)。聖徳学園高等保育学校は教育職員免許法改正により文部大臣指定、東京学芸大学の指導と承認を受ける。

昭和32年4月(1957) 財団法人聖徳学園は学校法人東京聖徳学園(理事長 川並香順先生)となる。

昭和33年4月(1958) 聖徳学園高等保育学校は2年制となり、卒業生には幼稚園教諭2級普通免許状が授与されることとなる。

昭和34年4月(1959) 港区芝二本榎に学生寮「高輪寮」を新築、校舎も増築される。

昭和35年2月(1960) 三田校地を拡張、1650㎡となる。

昭和38年3月(1963) 第1回保育表現研究発表会を開催。

11月 学園創立30周年記念式典を挙げる。その記念事業として、短期大学を設置することを定める。

昭和39年1月(1964) 聖徳学園高等保育学校の同窓会「ひじり会」が発足。

2月 新たに聖徳学園学園歌(作詞サトウハチロー・作曲中田喜直)を定める。

昭和40年4月(1965) 聖徳学園短期大学を開学。

聖徳学園高等保育学校は聖徳学園短期大学幼稚園教員養成所と名称変更。養成所の学生は、入学選考の上、松戸校舎(短期大学)

においても授業を受けられるようにする。

- 昭和41年4月(1966) 聖徳学園短期大学附属幼稚園を開園。
創立者川並香順先生急逝。川並香順先生急逝により、理事長に川並弘昭先生が就任。学長・養成所長に川並孝子先生が、名誉学長に野田卯一先生が就任。
- 9月 聖徳学園短期大学幼稚園教員養成所は聖徳学園短期大学教員養成所と名称変更。
- 昭和43年12月(1968) 学園創立35周年記念式典を挙げる。三田校舎(鉄筋コンクリート地下1階、地上6階)第1期工事(延1,980㎡)新築落成。
- 昭和46年4月(1971) 聖徳学園短期大学附属第二幼稚園を開園。
- 昭和48年4月(1973) 学園創立40周年記念式典を挙げる。三田校舎第2期工事(2,000㎡)増築落成。三田校舎は冷暖房完備、延4,000㎡の校舎となる。
- 5月 学長・養成所長川並孝子先生逝去。川並孝子先生逝去により学長・養成所長に川並弘昭先生が就任。
- 昭和49年3月(1974) 聖徳学園短期大学教員養成所は聖徳学園短期大学教員保母養成所と名称変更するとともに、厚生大臣より保母資格授与の指定を受ける。
- 4月 聖徳学園八王子中央幼稚園を開園。
- 昭和51年4月(1976) 聖徳学園短期大学附属第三幼稚園および聖徳学園多摩中央幼稚園を開園。
- 8月 聖徳学園短期大学教員保母養成所は学校教育法の改正により専修学校として認可され、聖徳学園短期大学附属教員保母養成所と名称変更。学科も教員養成専門課程の保育科第1部・第2部、幼児教育科第2部および服飾専門課程の服飾科第1部・第2部に改組される。
- 昭和53年12月(1978) 学園創立45周年記念式典を挙げる。創立45周年を記念して、三田校舎において学園祭を盛大に開催する。
- 昭和55年4月(1980) 聖徳学園川並記念講堂落成。
- 9月 大田区西嶺町に聖徳学園短期大学附属教員保母養成所学生寮「聖香寮」(鉄筋コンクリート3階建、総面積590㎡)落成。同時に「高輪寮」(34年4月開設)を閉鎖する。
- 昭和56年5月(1981) 第1回聖徳学園シリーズコンサートを聖徳学園川並記念講堂で開催。
- 昭和57年5月(1982) セミナーハウス「聖徳学園山中湖荘」を開設。
- 昭和58年4月(1983) 聖徳学園短期大学附属中学校・高等学校、聖徳学園短期大学

附属聖徳高等学校を開校。

- 昭和59年 1月 学園創立50周年記念式典を日本武道館において挙る。
(1984)
- 4月 聖徳学園短期大学附属聖徳中学校を開校。
- 7月 セミナーハウス「かすが荘」(長野県北佐久郡望月町春日温泉)を開設。
「聖徳学園野村記念保養所」〔海の家〕(いわき市勿来町)を開設。
- 9月 三田校舎を改修し落成。
- 昭和61年 4月 聖徳学園短期大学附属小学校を開校。
(1986)
- 昭和63年 4月 聖徳学園短期大学附属教員保母養成所長に川並光昭先生が就任。
(1988)
- 平成元年 1月 学園創立55周年記念の集いを、聖徳学園短期大学附属中学校・高等学校において挙る。
(1989)
- 平成2年 4月 聖徳大学を開学。聖徳学園短期大学は聖徳大学短期大学部と名称変更。聖徳学園短期大学附属各校・各園は聖徳大学附属とそれぞれ名称変更。聖徳学園短期大学附属教員保母養成所は聖徳大学幼児教育専門学校と名称変更。
(1990)
- 平成4年 4月 聖徳大学オープン・アカデミー(SOA)を開設。
(1992)
- 平成5年 4月 学園創立60周年記念式典を川並記念講堂にて挙る。
(1993)
- 12月 学園創立60周年感謝の集いを帝国ホテルにおいて挙る。
- 平成6年 3月 聖徳大学幼児教育専門学校の卒業証書番号が10,000番を超える。
(1994)
- 平成7年 1月 聖徳大学幼児教育専門学校卒業生に対して、文部大臣告示(平成6年文部省告示第84号)により専門士(教員養成専門課程)の称号の付与が認定される。
(1995)
- 平成10年 4月 聖徳大学大学院(修士課程)を開設。
(1998)
- 平成11年 1月 創立者川並香順先生生誕100年・学園創立65周年記念式典を川並記念講堂において挙る。
(1999)
- 3月 三田校舎の事務室改修。
- 8月 三田校舎の一部改修(ピアノレッスン室・ピアノ練習室を新設)。
- 平成12年 3月 教育職員免許法改正にともない、聖徳大学幼児教育専門学校が文部大臣より幼稚園教員養成機関として再指定される。
(2000)
- 「聖香寮」(昭和55年9月開設)を閉寮。
- 4月 聖徳大学大学院博士課程(後期)を開設。
- 平成13年 4月 聖徳大学家族問題相談センターを開設。
(2001)
- 平成14年 3月 児童福祉法改正にともない、聖徳大学幼児教育専門学校が厚生労働大臣より指定保育士養成施設として再指定される。
(2002)

- 平成15年 8月 三田校舎第1期改修工事を行う。
(2003)
- 11月 聖徳学園が擁する14の教育機関と6つの学生寮・生徒寮およびセミナーハウス「かすが荘」において、ISO9001(教育の質マネジメントシステム)とISO14001(環境マネジメントシステム)の認証を同時取得する。
- 12月 聖徳大学サテライトキャンパスが港区三田に完成。
学園創立70周年記念式典を聖徳大学川並香順記念講堂において挙る。
- 平成16年 4月 聖徳大学附属浦安幼稚園を開園。
(2004)
- 8月 三田校舎第2期改修工事を行う。
- 平成17年 4月 聖徳大学幼児教育専門学校にコンピュータ教室を設置ならびに
(2005)
図書室をリニューアル。
聖徳大学生涯学習社会貢献センターを開設。
- 7月 聖徳大学幼児教育専門学校の取組「保育の聖徳：卒業生アフターケアと在校生スキルアップの実践プラン」が、文部科学省「平成17年度専修学校教育重点支援プラン」に採択される。
- 平成18年 3月 聖徳大学子育て支援社会連携研究センター(聖徳大学1号館F
(2006)
棟内)を開設。
- 平成19年 6月 聖徳学園同窓会連合会の愛称が「聖徳学園菊水会」となる。
(2007)
- 平成20年 3月 「聖徳学園山中湖荘」を閉鎖。
(2008)
- 11月 学園創立75周年記念感謝の会を高円宮妃久子殿下をお迎えし、帝国ホテルにおいて挙る。
- 平成21年 4月 聖徳大学大学院教職研究科(教職大学院)を開設。
(2009)
- 9月 聖徳大学新1号館・川並記念図書館がグランドオープン。
- 平成22年 4月 聖徳大学附属高等学校は聖徳大学附属女子高等学校と、聖徳大学附属聖徳高等学校は聖徳大学附属取手聖徳女子高等学校と、聖徳大学附属中学校は聖徳大学附属女子中学校と、聖徳大学附属聖徳中学校は聖徳大学附属取手聖徳女子中学校とそれぞれ名称変更。
(2010)
- 5月 聖徳学園シリーズコンサートが第1500回を迎え、その記念公演として高円宮妃久子殿下のご臨席を仰ぎ、妃殿下原作の絵本を朗読し、音楽と映像で表現したプログラム「冰山ルリの大航海」を川並香順記念講堂で上演。
- 平成23年 5月 理事長・学園長・学長川並弘昭先生逝去。
(2011)
川並弘昭先生逝去により、理事長・学長に川並弘純先生が就任。

- 7月 名誉学園長に川並知子先生が就任。
学園長に川並弘純先生が就任。
- 10月 聖徳大学川並記念図書館は聖徳大学川並弘昭記念図書館と名称変更。
- 平成24年4月₍₂₀₁₂₎ 聖徳大学附属第三幼稚園は聖徳大学附属成田幼稚園と名称変更。
聖徳大学教職実践センターを開設。聖徳大学語学教育センターを開設。
セミナーハウス「かすが荘」は「信州佐久 春日温泉 自然体感リゾート かすがの森」と名称変更。
- 平成25年4月₍₂₀₁₃₎ 聖徳大学聖徳ラーニングデザインセンターを開設。
10月 学園創立80周年記念式典を挙げる。
聖徳大学幼児教育専門学校にて卒業生フォローアップセミナーを開催。
- 平成26年1月₍₂₀₁₄₎ 聖徳大学幼児教育専門学校長川並光昭先生逝去。
川並光昭先生逝去により、校長に川並弘純先生が就任。
- 平成26年4月₍₂₀₁₄₎ 聖徳大学看護学部看護学科を開設。
- 平成28年2月₍₂₀₁₆₎ 聖徳大学幼児教育専門学校が文部科学大臣より職業実践専門課程に認定される。
- 平成28年4月₍₂₀₁₆₎ 聖徳大学幼児教育専門学校長に川並 順先生が就任。
- 平成30年4月₍₂₀₁₈₎ 聖徳大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）を開設。
- 令和3年₍₂₀₂₁₎ 聖徳大学附属女子高等学校を光英VERITAS高等学校へ、聖徳大学附属女子中学校を光英VERITAS中学校へ、それぞれ校名変更し、共学化。
聖徳学園三田幼稚園を聖徳大学三田幼稚園へ、聖徳学園八王子中央幼稚園を聖徳大学八王子幼稚園へ、聖徳学園多摩中央幼稚園を聖徳大学多摩幼稚園へそれぞれ名称変更。
新校舎（三田幼稚園、専門学校）地鎮祭を挙げる、工事始まる。
- 令和5年3月₍₂₀₂₃₎ 新校舎（三田幼稚園、専門学校）定礎式・竣工式を挙げる。

聖徳学園 学園歌

サトウハチロー 作詞
中田喜直 作曲

(一)

やさしかぐわし 菊水の
清きしるしに 誓いたて
明日を目ざして 新らしく
くる日くる日も 学ぶもの
ああわれらを すこやかに
守りそだてる 聖徳学園
聖徳学園 わが母校

(二)

青く大きく 澄みわたる
空をながめて 語りあい
はげみはげまし 行末の
的に向いて 進むもの
ああわれらを さわやかに
教え導く 聖徳学園
聖徳学園 わが母校

(三)

枝の小鳥に 声あわせ
草のそよぎに うなづきて
ころ静かに うつくしく
道を迷わず 歩むもの
ああわれらを きよらかに
おくり迎えて 聖徳学園
聖徳学園 わが母校

聖徳学園 学園歌

サトウハチロー 作詞
中田喜直 作曲

明るく美しく ♩=96くらい

Sop I
Sop II
Alt.
Piano

1. やさしく かぐわし くみわたる せきすい けいいたる せきすい けいいたる
2. あだの おこし わりに きこえ すすむ いたる せきすい けいいたる

3. ちかいたいて あげを めがして あたしにくく くらひを ひかひも
4. かりなき いきこ けいこ けいこ けいこ けいこ けいこ けいこ けいこ



校章



建学の精神

ますなぶものあ あ われら を すきこ や か
 すゆむものあ あ われら を きわよ ら か
 かに ましりそだて せいとく がくえん せいとく
 におく おしえりみちかえ せいとく がくえん せいとく

がくえん わがほこう

Musical score for piano and voice, including lyrics and performance markings such as *mf* and *ff*.

2023年（令和5年度） 学 事 日 程

月	日	曜日	保育科 第1部		保育科 第2部		
			1年生	2年生	1年生	2年生	3年生
4	4	火		オリエンテーション			オリエンテーション
	6・7	木・金	オリエンテーション		オリエンテーション		
	9	日	入 学 式				
	10	月	前 期 授 業 開 始				
	15	土	聖徳フレッシュアップデー・危機管理デー				
	22	土	健 康 診 断				
5	27	木	第90回 創 立 記 念 日				
	29～	月		保育実習Ⅱ・Ⅲ			施設実習
	～12	月					
6	15	木	幼稚園実習懇談会				
	15	木	保育体験：園体験		保育体験：園体験		
	16	金	保育体験：園体験		保育体験：園体験		
	26	月		保護者面談（～7/15）			保護者面談（～7/15）
7	4	火	保育体験：園体験				
	5	水	保育体験：園体験		保育体験：園体験		
	8	土	第59回 保 育 表 現 研 究 発 表 会				
	28	金	前 期 授 業 終 了				
8	31	月	前 期 末 試 験				
	1・2	火・水	前 期 末 試 験				
	4～7	金～月	学外研修Ⅰ		学外研修Ⅰ		
	25	金	前 期 成 績 発 表				
	28～	月		学外研修Ⅱ		学外研修Ⅱ	
9	～3	日					
	5	火	危 機 管 理 講 習 日				
	6	水	上 級 救 命 講 習（予 定）				
	7・8	木・金	前 期 追 ・ 再 試 験				
	11	月	後 期 授 業 開 始				
	25	月	秋 季 卒 業 予 定 者 名 簿 発 表				
10	26	火	保 育 体 験：園 見 学				
	28	木	秋 季 卒 業 式（予 定）				
	30	土	運 動 会（予 定）				
	10～21	火～土		幼 児 教 育 実 習 Ⅱ		幼 児 教 育 実 習 Ⅱ	
	10～24	火～火					保 育 実 習 Ⅱ・Ⅲ
11	3	金	文 化 祭（聖 徳 に こ に こ ま つ り）				
	9	木	合 同 防 災 訓 練				
	15～30	水～木	幼 児 教 育 実 習 Ⅰ				
	18	土	保 護 者 会		保 護 者 会	保 護 者 会	
12	25	土	ピ ア ノ 演 奏 会				
	10	日	第67回 グ ル ー プ 研 究 発 表 会				
	22	金	授 業 終 了				
	9	火	授 業 再 開				
1	22	月	後 期 授 業 終 了				
	24～26	水～金	学 年 末 試 験				
2	2	金		後 期 成 績 発 表			後 期 成 績 発 表
	5～17	月～土	保 育 所 実 習 Ⅰ			保 育 所 実 習 Ⅰ	
	7・8	水・木		後 期 追 ・ 再 試 験			後 期 追 ・ 再 試 験
	13～28	火～水			幼 児 教 育 実 習 Ⅰ		
	21	水	後 期 成 績 発 表			後 期 成 績 発 表	
	27・28	火・水	後 期 追 ・ 再 試 験			後 期 追 ・ 再 試 験	
3	28	水			後 期 成 績 発 表		
	3	日	第80回 卒 業 証 書 授 与 式				
	5～19	火～火	施 設 実 習				
	7・8	木・金			後 期 追 ・ 再 試 験		

*補講・長期休業中の授業等は別途指示されます。

*9月18日(月/祝)は授業を実施します。

*新型コロナウイルスの影響で予定が大幅に変更する可能性がありますのであらかじめご了承ください。

Schedule スケジュール 2023年4月

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
曜	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
4 (卯月) <small>うしつき</small>				在校生オリエンテーション	オリエンテーション委員研修 学費口座振替日(2部)	新入生オリエンテーション	新入生オリエンテーション		入学式	前期授業開始					前期学費納入期限(1部2年) SFD	
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
							健康診断(全学年)					第90回創立記念日		昭和の日		

Schedule スケジュール 2023年5月

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
曜	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
5 (皐月) <small>さつき</small>			憲法記念日	みどりの日	こどもの日	学費口座振替日(2部)							補講日	公立保育士模擬試験(希望者)		
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
					補講日	第8回卒業生フォローアップセミナー								「保育実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ(1部2年)保育実習Ⅰ(施設)(2部3年)」		

Schedule スケジュール 2023年6月

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
曜	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
6 (水無月) <small>みなづき</small>	保育実習Ⅰ(施設) (2部3年)		補講日		学費口座振替日(2部)					補講日		→			保育体験・園見学(1部1年) 幼稚園実習懇談会	
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
	保育体験・園見学(1部1年・2部1年)	補講日							補講日							

Schedule スケジュール 2023年7月

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
曜	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
7 (文月) <small>なみつき</small>	補講日			2部1年授業休講 保育体験・園体験 (1部1年)	保育体験・園体験 (1部1年・2部1年) 学費口座振替日(2部)			第59回保育表現研究発表会							補講日	
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
		海の日					補講日						前期授業終了			前期末試験

Schedule スケジュール 2023年8月

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
曜	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
8 <small>はづき</small> （葉月）	前期末試験			学外研修Ⅰ （1部1年・2部1年）			学費口座振替日（2部）				山の日					
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
										前期試験成績発表			学外研修Ⅱ （1部2年・2部2年）			

Schedule スケジュール 2023年9月

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
曜	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
9 <small>なかつき</small> (長月)	「学外研修Ⅱ」 (1部2年・2部2年)				危機管理講習日	上級救命講習(予定)	「前期追・再試験」				後期授業開始					
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
	補講日		敬老の日 平常授業					秋分の日		秋季卒業予定者名簿発表	保育体験・園見学		秋季卒業式(予定)	2部授業休講	運動会(予定)	

Schedule スケジュール 2023年10月

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
曜	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
10 かんなつき (神無月)	運動会 (予備日)	10/1 運動会実施の場合1年生休講 (9/30実施時は通常授業)			学費口座振替日 (2部)		補講日		スポーツの日	「幼児教育実習Ⅱ (1部2年・2部2年)」 「保育実習Ⅱ・Ⅲ (2部3年)」					
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
「幼児教育実習Ⅱ (1部2年・2部2年)」										幼児教育実習Ⅰ見学(1部1年)		補講日			
「保育実習Ⅱ・Ⅲ (2部3年)」															

Schedule スケジュール 2023年11月

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
曜	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
11 霜月 しもつき		文化祭準備	文化の日 文化祭 文化祭見学会	休校 11/3振替		学費口座振替日(2部)			合同防災訓練		補講日				「幼児教育実習Ⅰ(1部1年)」	
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
	「幼児教育実習Ⅰ(1部1年)」		保護者会(1部1年・2部1年、2年)					勤労感謝の日		ピアノ演奏会						

Schedule スケジュール 2023年12月

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
曜	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
12 (師走) <small>しわす</small>		補講日			学費口座振替日(2部)				グループ研究発表会準備日	第67回グループ研究発表会						
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
	補講日						授業終了									

Schedule スケジュール 2024年1月

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
曜	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
1 (睦月) むつき	元日				学費口座振替日(2部) ※3年は1・2月分			成人の日	授業再開				補講日			
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
					補講日		後期授業終了	補講日	学年末試験					実習指導週間(補講) 2/2		

Schedule スケジュール 2024年2月

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
曜	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
2 <small>ふたご</small> (如月)	「 実習指導週間 (補講)」	後期試験成績発表 (1部2年・2部3年)	→ ピアヘルパー試験日 (予定)		「 保育実習Ⅰ (保育所) (1部1年・2部2年)」		「 後期追・再試験 (1部2年・2部3年)」	→			建国記念の日	振替休日	「 幼児教育実習Ⅰ (2部1年)」	→	→	
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29		
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木		
	「 幼児教育実習Ⅰ (2部1年)」	「 保育実習Ⅰ (保育所) (1部1年・2部2年)」				後期試験成績発表 (1部1年・2部2年)		天皇誕生日			卒業予定者名簿発表		「 後期追・再試験 (1部1年・2部2年)」	→ 後期試験成績発表 (2部1年)		

Schedule スケジュール 2024年3月

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
曜	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
3 (弥生)			第80回卒業証書授与式(予定)		「保育実習Ⅰ(施設) (1部1年)」		「後期追・再試験(2部1年)」									
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
	「保育実習Ⅰ(施設) (1部1年)」				春分の日											

履 修

1. 授業

[1] 講義・演習・実習・実技

履修科目には、講義科目・演習科目・実習科目・実技科目があります。

- ① 講義および演習については、15時間から30時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とします。
- ② 実験、実習および実技については、30時間から45時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とします。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本校が定める時間の授業をもって1単位とします。
- ③ 卒業研究等の授業科目については、これらの学習の成果を評価して単位を授与することが適当と認められた場合には、これらに必要な学習等を考慮して、単位数を定めることがあります。
- ④ 各授業科目について、全授業数の5分の1以上欠席した者は失格とし、当該科目の単位認定をしません。
- ⑤ 実習、行事、天候等により休講が生じた場合には、補講を実施します。その場合、オンライン授業（遠隔授業）を併用して授業を実施することがあります。

[2] 授業時間

授業時間は1時限 90分です。

第1部授業	時 間	第2部授業	時 間
1時限	9：00～10：30	6時限	18：00～19：30
2時限	10：40～12：10	7時限	19：35～21：05
3時限	13：00～14：30		
4時限	14：40～16：10		
5時限	16：20～17：50		

※時間割の編成上、登下校の時間が異なることがあります。

[3] クラス

クラスには、指導の責任者として担任と、その任務を補佐するために副担任をおき、学生代表として正副2名のクラス委員が選出されます。(クラス委員の選出・任務などについてはP49~50「学生生活 3.クラス委員」を参照)

[4] 出欠席・遅刻・早退

授業出席は、学業の成果を上げるためにも、規律ある生活を送るためにも厳守すべき基本的な事柄です。

(1) 出席

定められた出席日数に満たない場合は、受験資格を失い、単位が取得できません。出欠・遅刻・早退の記録・管理は、教科担当教員が行います。

(2) 遅刻・早退

始業開始後15分以内の遅刻3回につき1日欠席となります。早退もまた15分以上に及んだときは同様となります。

(3) 忌引きによる欠席の手続き

1 学生サポートセンターで「忌引届」を受け取る



2 必要事項を記入し、会葬礼状等の証明を添付し、学生サポートセンターへ提出



3 学生サポートセンターで「忌引証明書」を発行します



4 翌日以降に「忌引証明書」を学生サポートセンターで受け取る



5 「忌引証明書」を欠席した科目担当教員に提示し承認印をもらう



6 クラス担任へ提出



〈忌引日数の取扱いについては、次のとおりとします。〉

亡くなった方	適用日数	適用の条件等
配偶者	10日以内	葬儀日を含み、その前後の該当適用日数内とします。
父母	7日以内	
子	5日以内	
兄弟姉妹・祖父母	3日以内	
曾祖父母・伯叔父母	1日	亡くなった日から葬儀までのうち1日

- * 学生が喪主の場合、適用日数は10日とします。
- * 上記法要に対しての忌引は1日とします。
- * 忌引の手続きの際、会葬礼状（写しでも可）を添付します。
- * 適用日数は原則として連続したものであることとし、日曜・祝日もその日数に含めることとします。

注) 上記手続きは、当該日以降2週間以内（実習期間は省く）に完了するものとします。ただし、当該日以降、期末試験開始までに2週間ない場合は、最終期限は期末試験開始までとします。

(4) 実習先の事前オリエンテーションの受講および、実習先への実習録の提出・受け取りによる欠席の手続き

1 「実習に必要な書類」に添付されている「実習証明書」を用いて、実習先の証明を得る



2 実習後、科目担当教員に「実習証明書」を提示し承認印をもらう
（※科目担当教員は、平常の授業出席状況を勘案し、承認しないこともあります）



3 実習担当教員に提出

注) 科目担当教員に、事前にオリエンテーションに行く旨を伝えておいてください。

注) 上記手続きは、当該日以降2週間以内（実習期間は省く）に完了するものとします。ただし、当該日以降、期末試験開始までに2週間ない場合は、最終期限は期末試験開始までとします。

(5) 就職活動による欠席の手続き

採用試験および出願書類提出で授業を欠席する場合に、以下の手順で手続きを行ってください。（※科目担当教員は、平常の授業出席状況を勘案し、承認しないこともあります）なお、園見学はこれに該当しませんので注意してください。

- 1 学生サポートセンターで学校求人、自己開拓に限らず活動の報告をし、「証明書」を受け取る
- ↓
- 2 就職活動園にて証明印をいただく
- ↓
- 3 欠席した科目担当教員ならびに担任に提示し承認印をもらう
- ↓
- 4 学生サポートセンターに提出

注) 上記手続きは、当該日以降2週間以内（実習期間は省く）に完了するものとします。ただし、当該日以降、期末試験開始までに2週間ない場合は、最終期限は期末試験開始までとします。

(6) 学外活動による欠席の手続き

次の事由により、授業を欠席した場合は以下の手続きを行ってください。

- ① 公的な大会等へ学校または地域等を代表する選手として参加が認められた場合
- ② 支援プログラムの活動として参加が認められた場合
- ③ その他、課外活動に参加することを学校で認められた場合

- 1 学生サポートセンターで「学外活動証明書」を受け取る
- ↓
- 2 証明できるものを添付し、欠席した科目担当教員に提示し承認印をもらう
(※科目担当教員は、平常の授業出席状況を勘案し、承認しないこともあります)
- ↓
- 3 学生サポートセンターに提出

注) 欠席日数は3日、同一科目については2回を限度として取り扱うものとします。

ただし、長期にわたる大会につき、その出場が教員会において許可された場合の欠席日数および同一科目の欠席回数についてはこの限りではありません。

注) 上記手続きは、当該日以降2週間以内（実習期間は省く）に完了するものとします。ただし、当該日以降、期末試験開始までに2週間ない場合は、最終期限は期末試験開始までとします。

上記(3)・(4)・(5)の場合は、あくまでも欠席ですが、上記の手続きをした場合は、定められた回数に限り受験資格の点で、科目担当の先生より考慮されることもあります。

(7) 出席停止に関する感染症について

【参 考：インフルエンザ出席停止期間の基準】

●登校再開はあくまで自己判断でなく、医師の判断（診断）に従ってください。

学校保健安全法施行規則では出席停止期間について、“発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで”と定めています。

(1) 発症した後5日を経過すること

(2) 解熱した後2日を経過すること

この2つの条件を両方とも満たさなければ、登校を差し控えなければなりません。また、ここでいう“発症”とは発熱を目安とします。

注1) 発症日翌日を1日目と数えます。

注2) 発症から5日を経過しても、解熱してから2日を経過しなければ登校はできません。

新型コロナウイルス感染症については、学生サポートセンターにお問い合わせください。

その他、Google クラブルーム内の各クラス（例. 1部1年, 2部2年など）にある「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大防止対策について」も確認してください。

[5] 休講

次の場合、休講となります。

- ① 学校行事，学外研修，また，正規の実習期間中は休講となります。
- ② 担当教員が，病気，その他やむを得ない事情，天候等で休講となる場合には掲示とGoogle クラスルーム等で連絡します。

[6] 補講

補講とは，祝祭日や学校行事，実習等が授業日と重なり，授業回数が不足する場合には補講を実施します。

補講は，正規の授業となります。なお，実施はオンライン（遠隔）授業となることがあります。日程等の詳細は，掲示とGoogle クラスルーム等で連絡します。

[7] 集中講義

ある科目を一定期間内に集中して行う授業があります。指定された開講日に受講してください。

[8] 交通機関の運転見合わせによる授業の措置

台風，大雪又は交通機関のストライキ，事故などのため，交通機関が運転見合わせとなることが予想される場合は，Googleクラスルームまたは本学HPにて授業の有無と形態の連絡を行います。

2. 学籍

[1] 学生証

学生証は，本校の学生であることを証明する大切な身分証明書です。常に携帯し，本校教職員の請求があったときは，必ず提示してください。

- ① 新入生は入学手続き完了によって4月1日以降交付されます。
- ② 卒業，退学，除籍によって学籍をはなれたときと同時に返納してください。

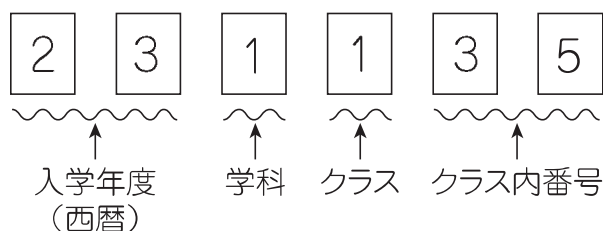
[2] 学籍番号

学生証等には学籍番号が記入されています。この番号は、卒業後も変わりません。必ず控えておきましょう。

学籍番号は、試験、連絡、事務手続き等全般にわたって使用します。

学籍番号は、次のように表されます。

例) 2023年4月入学, 第1部Aクラス35番の学生



[3] 学生証の再交付

学生証を紛失, 破損, 汚損した場合は, 直ちに学生サポートセンターへ再交付を願い出てください。

[4] 学生証を忘れた場合

定期試験および追・再試験時は, 学生証の提示が必要です。万一忘れたり紛失したときには, 試験開始前に学生サポートセンターで仮学生証の発行手続きを受けてください。仮学生証は, 発行当日に限り有効です。試験終了後, 直ちに学生サポートセンターに必ず返却してください。

3. 学籍異動

[1] 休学

疾病その他やむを得ない理由により, 1ヶ月以上授業に出席できず, 修学を続けることが困難な場合は, 校長の許可を得て休学することができます。

〈手続き方法〉

① 休学しなければならない理由が生じたときには, まずクラス担任に相談してください。クラス担任の承認を経て, その上で「休学願」(所定用紙)に必要事項を記入し, 連帯保証人連署の上, 学生サポートセンターに提出します。なお, 病気の場合は, 医師の診断書を添付してください。

② 休学期間中における所定の校納金を納入します。

〈休学期間〉

① 休学期間は, 当該年度の期末(3月31日)までとします。

- ② 1年を超えて休学することはできません。
- ③ 休学期間は、在学年数に算入されません。

[2] 復学

休学後、その理由がなくなり復学する場合は、復学願（所定用紙）を提出し、校長の許可を得て、復学が認められます。

〈手続き方法〉

- ① 「復学願」(所定用紙)に必要事項を記入し、連帯保証人連署の上、クラス担任の承認を経て、学生サポートセンターに提出します。なお、病気で休学した場合は、必ずその病気が回復したことを証明する**医師の診断書**を添付してください。
- ② 所定の校納金を納入します。

[3] 退学

疾病その他やむを得ない理由により、退学を希望する場合は、次の手続きをしてください。

〈手続き方法〉

- ① 退学しなければならない理由が生じたときは、クラス担任と十分相談してください。クラス担任の承認を経て、その上で「退学願」(所定用紙)に必要事項を記入し、連帯保証人連署の上、学生サポートセンターに提出します。
- ② 退学する学期分までの所定の校納金を納入してください。未納の場合は「退学願」は受理されません。
- ③ 学生証は「退学願」に添えて返納してください。

[4] 除籍

次の事項に該当する者は、校長の許可を経て、除籍となります。

- ① 授業料等校納金の納付を怠り、督促をしてもなお納付しない者
- ② 学年限を超えた者
- ③ 休学期間（1年間）を超えて、なお修学できない者
- ④ 長期にわたる行方不明の者

[5] 復籍

上記[4]の①によって除籍された者は、除籍後3ヶ月以内に限り、未納の校納金および所定の手数料を納めて復籍を願い出ることができます。

[6] 転科

転科を希望する学生は、次の期日までに、所定の書類と選考料(当該年度入学検定料と同額)を添えて願い出ることができます。

転科の時期は、学期の始めとし、入学年次および2年次前期までに限ります。転科試験は、書類審査および面接試験により行います。

[7] 卒業

本校の第1部は2年、第2部は3年以上在学し、所定の授業科目を履修して所定の単位を修得するほか、本校で必須と定めた学校行事に参加する等の条件を満たし、かつ、授業料等校納金を完納した学生は、教員会の議を経て卒業と認定し、卒業証書が授与されます。

本校を卒業した者は、**専門士(教員養成専門課程)**の称号を得ることができます。また、卒業資格を得ることにより、幼稚園教諭二種免許状および保育士資格を取得できます。

[8] 再入学特別制度 (Return To Campus)

- ① 入学後2年以内に退学した場合で、本校に再入学を希望した学生が特別に再入学できる制度です。
- ② 対象者は、入学年度の3月までに退学した学生で、次年度もしくは次々年度に再入学を希望した者です。(例：2023年4月に入学し、同年10月に退学した場合、2024年もしくは2025年4月に再入学が可能です)
- ③ 入学金は全額免除となります。
- ④ 入学試験は面接のみを原則とし、その実施については教員会が決議します。

[9] 進級基準

進級する場合には、各年次の終了時に所定の単位を修得していなければなりません。(第1部1年は18単位、第2部1年は8単位、第2部2年は14単位)

[10] 再履修

単位を取得できなかった科目の再履修を希望する者は、再履修手続きのオリエンテーションに必ず出席し、所定の手続きをします。

このオリエンテーションを無届で欠席した場合は、継続の意思がないものとみなし除籍の扱いとなります。(ただし、退学の手続きをとった場合は除籍とはなりません)

[11] 在学延長（留年）

所定の年限内に卒業できなかった者は、第1部は2年間、第2部は3年間延長して在学することができます。

- ① 再履修の科目が前期だけで終了する場合、および通年科目でも前期で履修を終え、卒業要件を満たした場合は、出席状況および試験合格によって、9月末日付で卒業資格が認定されます。

再履修の科目が後期だけの科目の場合は、前期は特別休学の扱いとなり、その期間の授業料は免除されます。再履修科目が前後期にわたる場合は、卒業認定は3月末となります。

- ② 在学延長（留年）中の学費は、再履修の科目数に関係なく、授業料のみを半年単位で納入しなければなりません。

実習のみの再履修の場合でも、他の教科と同じ扱いとなります。原則として、1部生は第1部の授業に、2部生は第2部の授業に出席することになります。

なお、再履修については、保育科の1部生は第2部の授業で、2部生は第1部の授業で、4科目以内に限り受講できますが、在学延長（留年）生はこの限りではありません。

4. 試験・成績

[1] 試験と単位認定

(1) 期末試験（本試験）

前期または後期のみで履修が終わる科目の試験は、それぞれの期末に行われます。また、通年の科目の試験は後期末に行われます。ただし、「音楽Ⅰ」または「幼児と音楽表現Ⅰ」の通年の科目でも前期末に1回、中間試験として行われる場合もあります。

〈受験資格〉

次のような場合は、受験資格を失い、単位は与えられません。

- ① 欠席時数が全授業時数の規定を超えた場合
- ② 授業料等校納金が未納の場合

- ③ 受験に際して、各担当教員のあらかじめ示している要件を満たしていない場合

〈試験場での心得〉

- ① 試験場では必ず学生証を机の上に提示します。
(忘れた場合は学生サポートセンターで仮学生証を発行します)
- ② 試験開始後20分経過してからの入場は認めません。また、試験開始から試験終了時間まで途中退場は認めません。
- ③ 試験中に不正行為と認められたときは、その科目は失格となり、規定により処罰され、掲示されます。
- ④ 試験場ではすべて監督者の指示に従わなければなりません。
(試験開始5分前には着席完了すること)

(2) 再(追)試験

受験した科目が不合格になった場合、教科担当の先生の判断により**再試験**が行われることがあります。

- ① 再試験料は1科目につき2,000円。(レポートの場合も同様)
- ② 再試験の成績は最高でC評価となります。
- ③ 病気、忌引その他不可抗力の事故などやむを得ず受験できなかったときは、その事由を示す証明書、診断書などを添えて、試験終了後10日以内に学生サポートセンターに願い出れば、教員会の議を経て**追試験**が認められます。
追試験料は1科目につき2,000円。(レポートの場合も同様)
- ④ 追試験の場合の評価は、定期試験に準じます。
- ⑤ 追・再試験を受験しようとする場合は、学生サポートセンターで所定の許可願を1科目1枚受取り、該当欄に記入の上、試験の答案に添えて提出してください。
- ⑥ 追・再試験いずれも、試験の方法、日時、場所等は、本校においてその都度指示します。
- ⑦ 追・再試験の結果が不合格であったり、追・再試験を受験しない場合は、その科目の単位は認定されず、再履修することになります。
- ⑧ レポート、作品などの提出物が期限内に提出されなかった場合も追・再試験の対象となります。

- ⑨ 追・再試験を欠席した学生は、受験放棄としてみなしますが、卒業年次に限り、上記③の理由で受験できなかった場合にのみ当該年度において**特別追・再試験**を行います。なお、成績評価は、特別試験の場合は定期試験に、特別再試験の場合は再試追験にそれぞれ準じます。

追・再試験の結果、合格点を得られない場合は、次年度以降に改めて履修届を提出して、再履修しなければなりません。

(3) 単位認定

履修科目に対する合否の判定は、試験、レポート、提出物、平常成績、出席状況などの資料によって総合的に行われます。

- ① 成績評価は、総合的な評価によってS・A・B・C・Dの記号を用いて行い、S・A・B・Cを合格とし、Dを不合格とします。

S・A・B・C・Dは、およそ次の基準になります。

S…………90点以上	C…………69～60点
A…………89～80点	D…………59点以下
B…………79～70点	

- ② 授業において、所定の出席日数を満たし、試験に合格した科目については、所定の単位の取得が認定されます。科目別の単位は、「教育課程・授業計画（シラバス）」のとおりです。履修年次配当で自分の学年より上級年次に配当されている科目は履修できません。とくに変更がない限り、同表の単位数を全部履修しなければなりません。

[2] 単位修得成績証明書

本校では、学業成績結果を「単位修得成績証明書」として、学生の連帯保証人へ次期授業開始前に送付しております。学生は連帯保証人より当「単位修得成績証明書」を受け取り、成績結果および単位履修、GPAの状況を知ることができます。

「単位修得成績証明書」は、紛失等の場合、原則として再発行は行いません。

5. GPA (グレード・ポイント・アベレージ)

「GPA」とは「グレード・ポイント・アベレージ」の略で、世界標準の成績評価の方法です。

これは、履修した成績を下記の計算方法により換算することによって、より具体的に個人の学修達成度が把握できるとともに、努力目標がより明確に設定され、学修意欲が一層喚起されることが期待されます。

〈GPA算出方法〉

成績評価「S・A・B・C・D・失」を「4・3・2・1・0・0」のグレードポイントとして付与し、この科目あたりの平均「GPA」を出します。

$$\frac{(S \times 4) + (A \times 3) + (B \times 2) + (C \times 1) + (D \text{ および失格} \times 0)}{\text{履修科目数}}$$

① GPAは、3点以上が目標値になります。

就職試験等に合格するためには「2.8」以上、公立幼稚園・保育士等の公務員試験に合格するには「3.2」以上が必要と考えられます。

② 「1.0～1.9」の学生は、かなり努力しないと良い就職等は期待できません。

③ 「1.0」未満では、特別な指導や学習努力が必要であり、その成果いかんによっては、学習継続が困難なこともあります。

6. 振り返りシート

授業時間(90分)内の最後または次回の最初10分程度を利用して、授業内容等について「振り返りシート」に記入し、科目担当教員に提出します。

提出された「振り返りシート」は、原則として返却され、成績評価に加味されて、総合的に評価します。

7. 実習

[1] 幼児教育実習

4週間の実習並びにオリエンテーション等の**総合評価**により、幼稚園教諭二種免許状取得に必要な実習単位(5単位)が与えられます。

幼児教育実習Ⅰでは附属幼稚園での実習、幼児教育実習Ⅱでは外部幼稚園への実習を行います。

〈幼児教育実習（教育実習Ⅰ・Ⅱ）〉

- | |
|---|
| ① 教育実習Ⅰ（第1部1年次，第2部1年次）
聖徳大学三田幼稚園，聖徳大学八王子幼稚園，聖徳大学多摩幼稚園及び大学附属幼稚園で実習を行います。※教育実習Ⅰを実施後，外部の実習先での実習となります。 |
| ② 教育実習Ⅱ（第1部2年次，第2部2年次）
指定園・委託園で実習を行います。 |

[2] 保育実習

保育士資格取得のために，所定の科目を履修するとともに，保育実習Ⅰ（4単位），保育実習指導Ⅰ（2単位），保育実習Ⅱまたは保育実習Ⅲ（2単位），保育実習指導Ⅱまたは保育実習指導Ⅲ（1単位）を履修します。

- | |
|---|
| ① 保育実習Ⅰ（保育所）
（第1部1年次，第2部2年次） 指定保育所において2週間（11日間） |
| ② 保育実習Ⅰ（施設）
（第1部1年次，第2部3年次） 指定施設において11日間 |
| ③ 保育実習Ⅱ（保育所）あるいは保育実習Ⅲ（施設）
（第1部2年次，第2部3年次）
指定保育所または指定施設において2週間（11日間） |

〈実習事前・事後指導〉

- 1 「保育実習」の事前・事後指導にすべて出席していること。
- 2 事前・事後指導の課題を期限内に全て提出して合格点に達していること。
- 3 度重なる提出物の遅れ，授業への無断欠席等が続き，改善の様子が見られない場合は，実習担当者で審議のうえ，実習を中止とする。
- 4 その他，学生として不適切な行為，学則に違反する行為等があった場合には，実習を中止する。
- 5 既往歴（大けが，発作，アレルギー等）のある場合は，事前に申告すること。
- 6 「保育実習における注意事項」をよく見て，それに従うこと。

〈指定保育園実習〉

第2部の学生で、認可保育所あるいは各種児童収容施設で助手として勤務している場合、各勤務先にて実習を行うことを指定園保育実習といいます。なお、指定園保育実習を希望する学生は、実習担当者に申し出て、次の要領で実施してください。

- ① 指定園保育実習を希望する学生は、所定の書類を学生サポートセンターに提出し、許可を得た上で実習を行ってください。
- ② 実習は、実習効果および教育課程等の関係から、2年次に保育実習Ⅰ（保育所）、3年次に保育実習Ⅰ（施設）、保育実習Ⅱ（保育所）または保育実習Ⅲ（施設）をそれぞれ実施します。
- ③ 実習に関する詳細は、各実習のオリエンテーション時に説明しますので、実習計画は勝手に立案しないでください。

8. 聖徳教育



本校学生が在学中に建学の精神を学び、さらに幅広く深い教養を身につけるために、「聖徳教育」を必修科目（4単位）とします。

〈聖徳教育の構成〉

① 聖徳教育Ⅰ	1単位	保育体験プログラム
② 聖徳教育Ⅱ	1単位	学外研修Ⅰ（長野県）・学外研修Ⅱ（北海道） シリーズコンサート 学校行事 <運動会・文化祭（聖徳にこにこまつり）等>
③ 聖徳教育Ⅲ～1,Ⅲ～2	2単位	1年間開講 学校の基礎となる技能や、保育現場で活かすことができる技能の習得

※ 聖徳教育Ⅱは学外研修Ⅰ、学外研修Ⅱ、指定された回数のシリーズコンサート、学校行事に出席し、レポート等を提出することにより単位が認定されます。

※ 聖徳教育Ⅱはやむを得ない事情により参加できなかった場合、代替プログラムが必須となり、理由によっては、単位を認定しない場合があります。



9. 研究発表

研究発表には、保育表現研究発表会・児童文化研究発表会・グループ研究発表会があります。クラスごと、あるいは、いくつかのグループに分かれて、学生が日頃の勉強の成果を発表します。発表そのものも大切ですが、グループで協力し合って一つのものをまとめ上げていく過程を最も重視します。

〔1〕保育表現研究発表会

毎年7月に行われます。2年生が児童文化Ⅰ～Ⅰおよび専門体育Ⅰ（幼児と身体表現）で作り上げ、練習した成果を発表します。

「表現あそび」「創作舞踊」を作り、テーマの決定・選曲・振りつけ・録音等すべての構成を学生自身が行います。1年生は全員発表会を鑑賞します。

〔2〕児童文化研究発表会

毎年11月3日に行われる文化祭（聖徳にこにこまつり）にて、1年生が日頃学習している人形劇や紙芝居、手あそびなどの発表や作品の展示を行います。

〔3〕グループ研究発表会

毎年12月に行われます。グループ研究(グル研)の活動は、1部2年生、2部3年生が研究領域ごとのグループに分かれ、担当教員の指導のもとで主体的に研究し、その成果を発表します。各自が作成したレポートはグループごとの卒業論文となり、本校に保管されます。1部1年生、2部1・2年生は全員が聴講し、自分たちの発表の参考にしましょう。

10. 学校行事



本校では、社会的にも良識のある広い視野と教育を高める手段の一つとして学校行事を重要視しています。学生が本校の建学の精神を学び、さらに幅広く教養を身につけるため、学則第10条において、学校行事への参加を必須と明記しております。

[1] 聖徳フレッシュアップデイ・学外研修

学生と教員，学生相互の親睦を深め，規則正しい団体生活を学びます。

① 聖徳フレッシュアップデイ……………（全学生必修）

② 学外研修Ⅰ……………（1年生必修）

3泊4日の合宿研修を実施します。

③ 学外研修Ⅱ（北海道研修旅行）……………（2年生必修）

学生生活のよい思い出と学友との懇親をさらに深め，併せて見聞を広めるため北海道へ研修旅行（6泊7日）に行きます。

費用は授業料と共に納入（1，2年）し，積立てをしています。

※いずれも必修行事となりますので病気その他の理由でやむを得ず参加できない場合は，その理由を証明する診断書と，連帯保証人の確認印，クラス担任の承認印を受けた「行事欠席願」を学生サポートセンターに提出しなければなりません。

[2] 運動会（1年生必修）

保育者となるためには，子どもたちと一緒に楽しい行事を行い準備・進行を学びます。本校では，聖徳大学三田幼稚園の園児たちと合同運動会を行います。

[3] 文化祭（聖徳にこにこまつり）（1部1・2年生，2部1年生必修）

聖徳大学三田幼稚園の園児，その家族とともに楽しく有意義な一日を過ごし，各クラスごとに人形劇，紙芝居，遊びコーナー等の企画・運営を行います。

[4] 聖徳学園シリーズコンサート

本学園では，学生の教養講座の一環として，世界的に著名なオーケストラ，演奏家を招いて，大学にある川並香順記念講堂で演奏会を開催しています。学生は，指定された演奏会に出席することが必修となっています。日程表は，別途配付します。

〈欠席〉

病気，忌引などのやむを得ない事情で欠席した場合は「行事欠席届（願）」を記入し，必ずクラス担任の承認印を受けて，学生サポートセンターに演奏会終了2週間以内に提出してください。

⑨ 欠席した演奏会の代替演奏会については、学生サポートセンターと相談の上、決めてください。

〈指定演奏会以外の鑑賞〉

必修指定以外の演奏会でも、希望する学生は入場することができますので、余裕をもって事前に学生サポートセンターに申し込んでください。ただし、座席に限りがありますので、満席でない場合に限りです。なお、希望入場の回数は、必修指定の演奏会と振り替えることはできません。

〈鑑賞にあたって〉

- ① 服装は、**フォーマルスーツを必ず着用**してください。
(校章・襟付きブラウス着用)
- ② 遅刻・早退は絶対にしないよう注意してください。
講堂には、遅くとも**開演20分前**には入場してください。
- ③ **チケット番号の座席に着席**して、あらかじめプログラムに目を通して、よりよい鑑賞をしてください。
- ④ 演奏中の私語は厳禁です。(まわりの迷惑を考えましょう。)
- ⑤ 音の出る物は持込み禁止です。(ホール内の録音・撮影は禁止です。)
- ⑥ 演奏会終了後、駅へ向かう道は大変混み合いますので、できる限り道の端に寄り、対向者の迷惑とならないよう注意してください。



学生生活要領

学生の責務は誠に重大です。全員が力を合わせて幼児教育者・保育者となるために、規律のある学生生活を心がけなければなりません。

1. 基本姿勢

- (1) 学生として誇りをもつ
- (2) 学生は勉学に専念する
- (3) 学生は言語と動作に注意する
- (4) 集団生活に慣れる

2. 服装

本校には「学生通則第11条」に明示されているとおり、服装について定めがあります。

学生の通学服は、本校学生としてTPOをわきまえ、品位のある服装を着用してください。

※TPO…Time(時間), Place(場所), Occasion(場合)に応じた服装の使い分け。

とくにキャンパス内には、聖徳大学三田幼稚園があり、常に園児たちに見られていることを考慮してください。学生としてふさわしくない服装の場合は、注意を促します。

なお、次にあげるものは厳に慎んでください。

- ① 肌の露出が激しいもの
(タンクトップ, ノースリーブ, シースルー, キャミソール, ショートパンツ, 穴あきジーンズなど)
- ② 華美な化粧やアクセサリー等, とくにマニキュア, イヤリング, ピアス, ブレスレット等を身につけることや, 茶髪などの染髪(ヘアカラー)は, 幼稚園教諭や保育士を養成する本校の学生としてはふさわしくありません。

- ③ 校舎内でのコート類（防寒具）着用
- ④ はきもののかかとを踏まない
 - ・ケガ予防・防災上の観点からもかかとを踏まないように心がけましょう。

〈フォーマルスーツの着用〉

次の場合はフォーマルスーツを着用します。

- ① 入学式・卒業式の式典
- ② 聖徳教育Ⅱ（シリーズコンサート等）
- ③ 各実習に関する行事
 - オリエンテーション，全実習期間，実習録の提出等実習先訪問
- ④ 就職活動
- ⑤ 学校より指示がある場合

3. 指示事項

学校の指示事項は遵守しなければなりません。指示事項は掲示によって行われます。**掲示を「見なかった」という理由で責任を免れることはできません。**掲示は友達等他人に依存することなく、自分の目で確認してください。

〈掲示（掲示板）〉

- ① 全校共通のもの（就職関係），実習，または授業時間割の変更・休講・期末試験の時間割の発表その他伝達事項等は，すべて掲示板に掲示されます。
- ② 掲示は公式の伝達です。

登下校の際は，必ず見る習慣をつけてください。また最後まで注意深く読んでください。

- ③ 原則として1週間を経た掲示物については，全員が確認したものとして取り除きます。

〈Googleクラスルーム・メール〉

緊急を要する場合はGoogleクラスルームまたはメールによって伝達を行うことがあります。

〈校内放送〉

緊急を要する場合は、校内放送によって伝達を行うことがあります。

〈一般の広告〉

学外の広告や宣伝ポスターまたは文書等の掲示は、学生が直接取扱ってはけません。すべて学生サポートセンターの検印を受けてから指定の場所に掲示しなければなりません。

4. クラス委員

〈クラス委員の構成〉

クラス委員は、担任から委託を受け、クラスを中心として、その任務の遂行にあたります。担任とは連絡をとれる状態にしておいてください。

クラスには、次の委員を設けます。

委 員	人数	主な職務内容
正 委 員	1名	クラスの代表として総括をします。
副 委 員	1名	正委員を補佐し、記録の係をします。
生活委員	2名	クラスの健康管理、学外研修委員、実習委員等をします。
環境委員	2名	学園の美化、教室内外の清掃、整理整頓の指導をします。
会計委員	2名	クラス会計をします。
図書委員	2名	図書室利用上の指導、図書の貸出し、整理整頓等をします。

〈クラス委員の選出〉

- ① クラス担任が立会いの上選挙を行い、担任の承認を得て学生サポートセンターに届出てください。
- ② 選出時期は、各学年、前期・後期ごとに授業開始前に行います。
- ③ 入学時の人選はクラス担任によって行われ、1年後期からは選挙で改選し、再任を妨げません。
- ④ 生活委員と図書委員は任務上、1年通年の任期とします。

□ 上記以外の委員について

- 1) オリエンテーション委員（2～4名）：1年次の1月に選出
入学式・新入生オリエンテーション等で新入生のお世話をします。
- 2) アルバム委員（3名）：卒業年次のみ選出
卒業アルバムの作製に関することをします。
- 3) 謝恩会委員（2名）：卒業年次のみ選出
謝恩会に関することをします。

5. 図書室

本校図書室の蔵書は、一般教養書・参考図書および幼児教育・保育に関する雑誌・専門書、絵本や紙芝居等によって構成されています。

また、本校学生は、**聖徳大学にある図書館（聖徳大学川並弘昭記念図書館）**を利用することができます。

[1] 図書室利用について

〈利用資格〉

- ① 本校の教職員および学生
- ② その他、とくに本校が許可する者

〈利用手続〉

本校図書室、聖徳大学川並弘昭記念図書館を利用する場合は、所定の手続が必要です。

〈閲覧日及び閲覧時間〉

本校図書室の閲覧日は授業開講日とします。閲覧時間等に関しては掲示いたします。

〈貸与の禁止〉

利用者は、閲覧中の図書室資料を他人に貸与することは禁止されています。

[2] 図書室利用の手引き

〈学内貸出〉

- ① 本図書室の閲覧方式は、貸出しを主として行いますが、図書室内での閲覧も可能です。



- ② 図書室を利用する者は、飲食物の持ち込みをしてはいけません。
- ③ 貸出・閲覧時間
 - (1) 図書カード1枚につき3冊まで。貸出期間は2週間以内。
 - (2) 開室日ならびに開室時間（別途掲示）

〈学外貸出〉

- ① 図書の利用

本校の図書を学外へ帯出する者は、ブックカードに所定の事項を記入の上、図書貸出証を添えて申し出てください。
- ② 返却

帯出した図書を返却する者は、定められた期間内に返納しなければなりません。
- ③ 休暇中の特別貸出

夏期および冬期・春期休暇には、特別貸出を行います。貸出期間等については、その都度掲示します。

ただし、都合により貸出図書の返却を求められた場合は、直ちに返却しなければなりません。また、卒業予定者に対しての年度末の貸出期間は、その都度お知らせします。
- ④ 禁帯出資料

参考図書のうち、禁帯出のラベルが貼付してある図書
貴重図書／雑誌／卒業論文／パンフレット類

〈その他事項〉

- ① 紛失・破損が生じた場合には、原則として同一の現品または相当の金額を弁償して頂きます。絶版等で入手できない資料もありますので取り扱いには十分注意してください。
- ② 図書を帯出し、定められた期限までに返却しない場合には、遅延日数により借出が出来なくなります。

(A) 遅延日数 1日～7日の場合

㊦印を図書貸出証に捺印します。

(B) さらに (A) の期間内に返却のない場合は、8 日目に㊦印を追加捺印します。

(C) ㊦印 3 コで、その図書貸出証は無効になります。

(D) 無効となった図書貸出証に対しては、年度内の再発行はできません。

③ 継 続

継続して同一図書を借用する場合には、必ず返却期日までに現物を持参して継続手続きを行うことで、1 回に限り継続貸出しを認めます。

ただし、予約者がいる場合の継続は認めません。

④ 予 約

貸出中の図書を利用したい場合は、予約を受付けます。

⑤ 希望図書

図書室にて購入してほしい希望図書がある場合には、各クラスの図書委員または学生サポートセンターまで申し出てください。

⑥ 図書室閉室中の返却

図書室前にあるブックポストに返却してください。

6. 学生生活における注意事項

① 授業中に録音機器を持ち込んで受講することを禁止します。

② 授業中は携帯電話の電源を切り、鞆の中にしまってください。授業で先生からの指示のあった場合を除きます。

③ 本校の学生は、どんな場所でも、**禁酒・禁煙**です。

④ SNSガイドライン

・ 社会の一員として、秩序あるコミュニケーションをとりましょう

SNSは「公開範囲」に係わらず、公共の場であることをよく理解し、秩序あるコミュニケーションをとりましょう。

法に反した内容や、他者の批判はモラルに欠けます。

人によっては、自分が思ってもいないようなとらえ方をする場合もありますので、発言には十分注意し、責任をもちましょう。



- ・ **聖徳大学幼児教育専門学校**の学生として、**責任あるコミュニケーション**をしてください

聖徳大学幼児教育専門学校の学生であることを明らかにしたうえでSNS上でのコミュニケーションを行う場合は、自分がそのつもりではなくても、聖徳大学幼児教育専門学校の学生を代表したイメージで受け取られることを十分に自覚してください。

また、身分を明らかにしていなくても、容易に聖徳大学幼児教育専門学校の学生であると特定されることは十分に考えられます。いずれにしても、本校の学生であることには変わりありません。そのことを忘れないでください。

- ・ **特に実習の出来事は発言しないでください。**
- ・ **国の法令を守りましょう**
- ・ **他人の個人情報を勝手に漏らさないようにしましょう**
- ・ **一度発言した情報は、完全に消すことはできません**
- ・ **自分のことは自分で守りましょう**
- ・ **SNS上でトラブルに巻き込まれてしまったら、速やかに本校へ相談してください。**



7. 生活相談

[1] 学生相談

2年間または3年間にわたる学生生活の間には、いろいろな悩みや問題が起こります。これらのことを親や先生には言えないものと考えてしまい、多くは、友人間で処理してしまう傾向が見られます。学業・性格・友人・経済面・就職・家庭等の問題や悩みは、自分だけで解決することなく、担任や教科担当の先生に積極的に相談してください。早期に適切な解決の道が開かれた事例がたくさんあります。

[2] 健康管理

学園の保健センターでは、学生に対し健康診断および健康面接を受けることを義務付けております。

注意点が発見された学生には適切な処置をとるよう指導するとともに、個々の学生に対して学校健康管理の立場から指導を行うことがあります。

[3] ハラスメントへの対応

あなたがハラスメントを受けていると感じた場合は、ひとりで悩まないでください。あなたが不快を感じるときには、すぐにやめてもらいたいと相手に毅然とした態度と言葉で伝えることが大切です。それができない場合はできるだけ早く相談窓口へいきましょう。その際、具体的な報告ができるよう起きた日時、場所、状況、内容等について詳細にメモしておくことも必要です。

相談窓口

学生サポートセンター

* 個人のプライバシーは守られますので安心して相談してください。

8. アルバイト

アルバイトは、親権者の同意があり、経済的にやむを得ない場合において、学業に支障がない範囲で行ってください。

幼児教育者・保育者を旨とする学生にふさわしくない内容のアルバイトは禁止します。

1. 教育的に好ましくないもの

風営法（風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律）や夜間勤務（深夜酒類提供店）に基づく職種

2. 危険を伴うもの

3. 人体に有害なもの

4. 法律に違反するもの

マルチ・ネズミ講商法など

5. 労働条件が不明確なもの

歩合制セールスなど、賃金の支払い等が不明確なアルバイトが発覚した場合は、退学を含めた厳正な処分を行いますので、十分注意をしてください。



9. 学生提案箱

「学生提案箱」を設置しています。学生が主体的により良い学校づくりに取り組み、満足度の高い学生生活を実現していくための建設的な意見・提案を広く募集しています。学生から寄せられた提案は、毎週回収され、教職員による検討結果を掲示板にて回答します。

10. 事務手続き

[1] 事務取り扱い時間・最終下校について

月曜日～金曜日	8:30～21:30	1部生の最終下校 19:00
土曜日	8:30～19:00	2部生の最終下校 22:00
※日曜日・祝日 事務取り扱いはいたしません		

※授業実施日以外は事務取り扱いならびに最終下校が異なる場合があります。

[2] 購買について（各種規定用品・校章・名札・履歴書・その他）

場所：学生サポートセンターカウンター

時間：

月曜日～金曜日	8:30～6限
※土・日曜日・祝日 購買はいたしません	

※授業実施日以外は時間が異なる場合があります。

[3] 授業料等校納金

授業料等校納金の納入は、納入期日を守り、無届の延滞納がないように注意してください。

- ① 1部生は、各期納入通知書（振込用紙）により、納付期日までに最寄りの銀行から振込し、校納金を納入してください。（納入時期は、前期は4月中旬、後期は9月下旬になります。詳細は、授業料等校納金に関する通知書にて確認してください。）

2部生は、毎月指定日（原則毎月5日）にみずほ銀行指定口座より口座振替にて納入してください。（1年次4月分は入学手続き時に納入済のため、5月分以降卒業まで毎月指定日に口座振替となります。）ただし、2部3年生の1月分は2ヵ月分（1・2月分）、2月分は3月分の口座振替となり、3月の振替はありません。

- ② 授業料等校納金は、在校中に改定されることがあります。
- ③ 滞納について
- * 納付期日までに納入しない場合は、呼び出し、さらに連帯保証人宛に督促通知します。
 - * 無断で滞納すると、定期試験等の受験資格を失います。
 - * 督促後も滞納し、納期期限を2か月以上経過した場合は、除籍されることがあります。
 - * 「延納願」……天災その他やむを得ない理由により、納付期日までに授業料等校納金の納入が困難な場合、すみやかに連帯保証人と連署の延納願を学生サポートセンターに提出し、許可を受けなければなりません。なお、延納を願い出た際に申告した納入期限までに、必ず納入を完了しなければなりません。
- ④ **休学を希望**するときは、休学願の提出と同時に、休学期間の授業料の半額を納入しなければなりません。
- ⑤ **退学する場合**は、退学願提出時またはそれ以前に、その学期分の授業料等校納金を納入しなければなりません。
- ⑥ **納入した納付金は、原則として返還いたしません。**

[4] 専修学校各種学校学生生徒災害傷害保険（全員加入）

本校では全学生を対象とした「専修学校各種学校学生生徒災害障害保険」に加入しています。この保険は、以下の内容について補償されます。

事故・ケガ等発生した場合については保険が適用となる場合がありますので、早めに学生サポートセンターまで申し出てください。

- ① 学生の日常の大半を占める、正課中、学校主催の行事中、学校内休憩時間中、学外活動中に起きた傷害事故を補償します。
- 正課授業中
 - 講義，実験，実習，演習または実技による授業を受けている間，それらに関する研究活動を行っている間の傷害事故
 - 学校主催行事中
 - 学校が主催する入学式，オリエンテーション，卒業式など教育活動の一環として各種学校行事に参加している間の傷害事故

- 学校内休憩時間中（正課授業中・学校主催行事中以外で学校施設内にいる間）

学校が教育活動のために所有，使用または管理している学校施設内にいる間の傷害事故
 - 課外授業中（学校施設外で学校に届け出た課外活動を行っている間）

学校の規則に則った所定の手続きにより，学校が認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動を行っている間の傷害事故
 - 通学中

学校の授業等，学校行事または課外活動への参加の目的をもって，合理的な経路および方法（学校が禁じた方法を除く）により，住居と学校施設等との間を往復する間の傷害事故
 - 学校施設等相互間の移動中

学校の授業等，学校行事または課外活動への参加の目的をもって，合理的な経路および方法（学校が禁じた方法を除く）により，学校が教育活動のために所有，使用または管理している施設のほか，授業等，学校行事または課外活動が行われる場所の相互間を移動している間の傷害事故
- ② 学生の賠償事故補償
- 実習中など，学校管理下の事故で，学生が法律上の賠償責任を負う場合の賠償事故を補償します。
- 実習中

実習中の活動に伴い，発生した偶然な事故により，他人の身体に傷害を負わせ，または，他人の財物（ただし，借物等の委託物は除く）を損壊させ，学生が法律上の賠償責任を負った場合など

*例）実習中，実習先の機械等を誤作動させ，他人にけがを負わせてしまった

[5] 修学資金

〈日本学生支援機構奨学金〉

教育の機会均等の趣旨に従って、人物・資質ともに優秀かつ健康であって、学資の支弁が困難と認められる学生について推薦いたします。

- ① 趣旨に従い学内選考により決定いたします。
- ② 対象者は第1部・第2部1年生（5月もしくは、6月貸与開始）、第1部・第2部2年生および第2部3年生（6月貸与開始）で、貸与期間は、奨学生採用時から在籍する学科の最短修業年限の終期までです。

1) 第1種奨学金（2023年度）

貸与月額 自宅通学 2万円, 3万円, 4万円, 5万3千円から選択
自宅外通学 2万円～6万円（1万円単位）から選択
※返還は、卒業後無利息となります。

2) 第2種奨学金（2023年度）

貸与月額 申込者が自由に選択できます。
2万円～12万円（1万円単位）から選択
※第2種奨学金には、自宅・自宅外の別がありません。返還は、元本に利息をつけて返還となります。（利率は年3%を上限として変動する特別利率制）

日本学生支援機構の奨学金は、昨今の社会情勢から貸与基準が大幅に緩和され、希望する人が安心して自立した学生生活ができるように配慮されております。ただし、貸与終了後は返還しなければなりません。常に「返還」のことを考慮した上で申し込んでください。

〈東京都育英資金〉

都内居住者で、成績良好・心身健全にして、経済的理由により修学困難な者に対し、修学に必要な学資金を貸し付け、有用な人材を育成するための制度です。

① 申請者の資格

1. 貸付の日の6か月前から引き続き都内に住所を有する者の子弟であること。
2. 同種の学資金を他から受けていないこと。

3. 新たに貸付を受ける者は第1学年であること。
4. 父、母以外の第二連帯保証人を立てられること。

② 貸付金額及び返還

月額53,000円（2023年度）。卒業後20年以内の年賦または半年賦。
日本学生支援機構奨学金との併用はできません。

〈その他〉

- ・ 学校を通じて奨学金の募集依頼のあったものは掲示にてお知らせいたします。
- ・ 急な家計急変が生じて奨学金を必要とする場合は学生サポートセンターまで相談してください。
- ・ 「**保育士修学資金貸付制度**」卒業後、保育士登録をし、貸付けを受けた都道府県に継続して就業すれば貸付額の返済が免除になるなど、これから保育士を目指す人にとっては非常にメリットのある制度です。募集依頼があれば掲示にてお知らせいたしますがご自身でも希望される都道府県のホームページを確認してください。
- ・ 「**生活福祉資金貸付制度（教育支援資金）**」年間通じて受付。詳しくは学生サポートセンターまで。

[6] 届・願出

本校では、集団生活の中で各人が正しい学生生活を行い、本校が定める教育課程を修めていくために、届・願出の義務があります。

① **学生証**（学生通則第二章参照）

学生証を紛失または汚損したときは、直ちに学生サポートセンターへ連絡してください。

② **身上異動届**（学生通則第三章・第五章参照）

学生は氏名・住所・連絡先（電話番号、メールアドレス）・保証人等一身上の異動が生じた場合は、その都度すみやかに、それぞれの所定用紙で学生サポートセンターに届け出てください。

③ **団体**（学生通則第八章・第九章・第十章参照）

④ 通学時の事故

通学時に交通災害等の事故が生じて遅刻または欠席すると判断したときは、その現場責任者発行の事故証明書（遅延証明書等）を学生サポートセンターに提出してください。

⑤ 勤労学生控除

会社等に勤務し、所得税確定申告の際、勤労学生控除の適用を受けたい場合は、学生サポートセンターに願い出て、「勤労学生控除に関する専修学校（各種学校）の課程の証明書」の発行を受けてください。

⑥ その他

その他各種の届・願出を要する場合は、クラス担任または学生サポートセンターに相談してください。

[7] 証明書の発行

① 証明書

証 明 書	手 数 料	
在学証明書	300円	(申込み3日後発行)
卒業見込証明書	300円	〃
卒業証明書	300円	〃
免許取得見込証明書	300円	〃
指定保育士養成施設卒業見込証明書	300円	〃
推薦書	300円	〃
人物調査書(本校所定用紙使用)	500円	(申込み7日後発行)
〃 (提出先所定用紙使用)	500円	〃
英文各種証明書	2,000円	(申込み14日後発行)
単位修得成績証明書	300円	(申込み3日後発行)
通学証明書・学割証明書	20円	(申込み翌日発行)

※発行日は、申し込み日（8：30～18：00）を含みます。

上記の手数料を添えて学生サポートセンターへ申し込んでください。

② 学生旅客運賃割引証

学生旅客運賃割引証（学割）は、JR各社および航路、自動車線その他の連絡会社線が、とくに教育奨励の見地から、実習または帰省旅行の便宜を図り、勉学を容易にするために設けられた制度です。

したがって、この制度は、学生に与えられた恩恵ですから、使用に際しては、よくその趣旨を理解し、乱用また不正使用のないよう注意しなければなりません。

- * 学割を申請する際は各自が使用計画をたてて、有効適切に使用してください。
- * 学割は、乗車券の種類（往復・片道・周遊・継続）にかかわらず、JR等の乗車、船区間が101km以上の旅行、帰省、実習などの場合に限られます。
- * 学割は発行者（校長）が必要な事項を記入して使用者に交付しますが、乗車区間は、使用者自身で記入してください。
- * 学割の交付を受けようとするときは、証明証を必ず提示し、交付を受けようとする日の前日までに申し込んでください。
- * 学割は次の場合無効として回収されます。
 - 発行者の記入事項が無記入のとき
 - 記入事項が不鮮明なとき
 - 記入事項を消したり、改変したとき
 - 訂正の印がないとき
 - 有効期間（発行の日から3ヵ月）を経過したとき
 - 記入者以外の者が使用したとき

③ 通学証明書

- * 通学証明書は、主としてバスなどの通学定期乗車券を購入するための証明書です。
- * 通学区間は、学校より自宅までの最短距離です。
- * 通学証明書を必要とする場合は、学生サポートセンターの窓口申し出て、所定の用紙に必要事項を記入し、手数料(20円)を添えて、学生証とともに提出してください。発行は翌日（学生サポートセンター窓口にて）行います。
- * 発行された通学証明書は、必ず申し込みをした本人が学生サポートセンターの窓口で受け取ってください。

* 電車通学定期乗車券は、駅の窓口で証明証を提示すれば購入できます。

11. 教室等使用について

授業以外で教室を使用したい場合は、次の手続きを行い、注意事項を守って使用してください。

- (1) 学生サポートセンターにある『教室使用願（使用許可書）』に責任者が記入し、学生サポートセンターの許可を受けてから使用してください。
- (2) 申し込みは使用予定日の1週間前から当日までに行ってください。
- (3) 使用後は、責任をもって、清掃、戸締り、消灯をし、結果を『教室使用願(使用許可書)』に記入して、学生サポートセンターへ報告・提出してください。
- (4) 日曜日・祝日の使用は原則できません。

12. ピアノの使用について（ピアノ練習室〈7階〉の使用）

月曜日～土曜日	8:30～21:50	・授業がある日は、1部生は19:00まで。 ・授業がない日は、1部・2部ともに18:00まで。 ・時間変更がある場合は別途掲示にてお知らせいたします
日曜日・祝日	9:00～16:00 (事前予約制)	登校の際、1F窓口まで申し出て、「休日登校受付名簿」に必要事項を記入してください(ピアノ練習のみ登校可)
長期休暇中	別途掲示	

使用上の注意：

- (1) 練習時間は次に待っている学生のことを考慮して使用してください。（練習は30分単位で交代するよう配慮してください）
- (2) ピアノの使用については各自が責任をもって使用してください。
 - ・各室のドアの開閉は静かに行ってください。
 - ・各室では絶対に飲食しないでください。
 - ・ピアノ周辺はいつもきれいにし、使用後は清掃を心がけてください。
 - ・サイレントピアノのヘッドフォンはとりはずさないでください。

13. ロッカーの使用について

個人ロッカーは、校内における荷物の一時保管場所として、学生に貸与します。ロッカーの使用にあたっては、各自施錠してください。

(1) 貸出し期間

半期ごとの貸し出しになります。

★前期授業開始～前期授業終了日まで。★後期授業開始～後期授業終了日まで。夏季休業中、春季休業中は使用できません。授業終了日までに使用したロッカーを清掃し、荷物を持ち帰ってください。使用期限後にロッカー内に残っているものは、すべて不要なものとして処分いたします。

(2) 使用上の注意

① ロッカー番号・場所

ロッカー番号および使用の場所については、クラス担任よりお知らせします。ロッカー番号は、忘れないように学生手帳末巻の本人関係控え欄に記入しておいてください。（学籍番号とは異なりますので注意してください）

② ロッカーを使用できる時間は、休み時間のみとし、**授業中の使用は禁止**します。

③ 指定されたロッカー以外は、使用しないでください。また、2つ以上使用したり、勝手に場所を交換しないでください。

④ ロッカーが壊れた場合や不具合が生じた場合は、すみやかに学生サポートセンターに申し出てください。ただし、ロッカー（扉等）を故意に壊した場合は、その責任を負っていただくことになります。

⑤ 安全面および環境美化の面から、絶対にロッカーの上に物や私物を置いたままにしないでください。また、個人ロッカーおよびそのまわりは、毎日清掃を行い、清潔を保つよう心がけてください。

⑥ ロッカーの貸出し停止について

とくに、ロッカーの「使用上の注意」を守らず、2回指導を受けた学生については、理由を問わず貸出しを停止いたします。

14. 学校備品使用について

学校備品を使用したい場合は、使用の期間を決めて貸出しします。

15. 学内環境美化について

チ(ちらかさない)ヨ(よごさない)コ(こわさない)運動



教室内・廊下の清掃はクラスごとに当番制とし、必ず毎日責任をもって行ってください。

◆ゴミの分別は、カン・ビン・ペットボトル・可燃ゴミ・不燃ゴミの5種類に区分します。ゴミは各階の指定されたゴミ箱に入れてください。

カン・ビン…各階専用のゴミ箱に入れてください。

ペットボトル…各階専用のゴミ箱に入れてください。(キャップは不燃ゴミ)

可燃ゴミ…紙製品・弁当の残飯・箸等 ⇒ 白いゴミ袋

不燃ゴミ…ビニール・発泡スチロール・ゴム・プラスチック等 ⇒ 青いゴミ袋

- カン・ビン・ペットボトルの中身は必ずトイレの洗面所に捨ててください。
- 放課後の清掃修了後は、戸締り、消灯を忘れずに行ってください。
- ピアノの上、机の中には絶対に私物・ゴミ等を置かないでください。

16. 盗難防止について（自己管理・自己責任）

多額の現金や、貴重品は持参しないでください。

万一持ってきた場合は、各自が責任をもって管理してください。

※拾得物、紛失物に関しては、学生サポートセンターで扱っています。

17. 災害時について

緊急時には非常放送や教職員の指示があるので慌てず、冷静に行動してください。

日頃から防災意識を高めておきましょう。また、校内はどこにいても避難経路、非常口を確認しておきましょう。

〔おかしもちポ〕の約束

- ① おさない ② かけない ③ シャべらない ④ もどらない
- ⑤ ちかづかない ⑥ ポケットに手を入れない

○ 地震が発生した場合

屋外に飛び出さず、揺れが落ち着くまで、まず安全を確保しましょう。

- ① 慌てず、教職員・非常放送の指示に従ってください。
- ② 机の下等に入り、落下物から身を守りましょう。(ピアノなども注意)
- ③ 実験・実習の場合は、火気、ガス、油、化学薬品などに対し安全策を講じましょう。
- ④ エレベーターは使用禁止です。
- ⑤ 負傷者がいる場合は、協力して避難しましょう。
- ⑥ 屋外の場合は、ガラス等の落下物があるので校舎から離れましょう。

○ 火災が発生した場合

火災が発見したときは、火災報知器のボタンを押す、または大声を出して周囲に火災を知らせましょう。

- ① 危険のない範囲で消火器等で初期消火に努めましょう。
- ② 教職員の指示や非常放送の指示に従ってください。
- ③ 有毒ガス・煙が発生する場合もあるので、ハンカチ等で口・鼻を覆い、姿勢を低くして避難しましょう。
- ④ エレベーターは使用禁止です。

○ その他

- ① 学校への問合せは一切しないようにしてください。
- ② 避難場所で人員を確認する場合は、協力しましょう。
- ③ 普段から家族間で非常時の連絡方法などを相談しておいてください。

● 災害時の対応マニュアル（地震編）



学校にいるとき

①地震発生直後

- ①窓や棚，ガラスなど割れたり中のものが飛び出しそうなものから離れます。
- ②机の下などにもぐるか，バッグ・衣類などで頭を覆うなどして，落下物から頭と手足を守ります。
- ③園庭など，落下物がない場所にいる場合は，その場で座り込み揺れがおさまるのを待ちます。
- ④安全を確保して，揺れがおさまるのを待ちます。

②揺れがおさまったら

- ①冷静に，落ち着きましょう。
- ②周囲のものが倒れたり，落下してくる恐れがない場合は，その場で待ちます。危険と判断した場合は，安全なところへ移動します。
- ③火災が起きていないか？火災の場合は，自分の身が安全な範囲で周囲の協力を得ながら初期消火をします。また，消火が困難と判断した場合は，火から離れます。火災の場合は煙を吸わないよう，タオルなどで口を覆いましょう。
- ④「おさない，かけない，しゃべらない，もどらない」を守り，教職員や非常放送の指示に従って落ち着いて避難します。身の回りのものは身につけ，避難に支障が出る大きな荷物は置いていきましょう。

③落ち着いたら

- ①安全が確認できたら，園庭（げんき広場）へ避難しましょう。
- ②帰宅が学内に留まるかは，学校の災害対策本部が個々の学生に対して，指示します。その指示があるまで自分勝手な行動は慎みましょう。
- ③家族との安否確認は，自分自身で行ってください。
- ④女性への一言 交通機関の停止など，帰宅困難のことを考え，日頃から身の回りの必需品に関し，2日分の備えをしておいてください。

帰宅について

- 交通機関がマヒしているときに多くの人が一斉に帰宅すると各所で混雑が発生するため，余裕をもつことが大切です。周りの状況を確認してから帰宅しましょう。また，無理に帰宅することは新たな危険を招く恐れがあります。その時は勇気をもって学校にとどまることも考えてください。

- 日没後の行動は危険です。夜間は犯罪に巻き込まれる可能性もあるため、1人での行動は避けましょう。

大地震に対する日頃の準備

■大地震の発生を防ぐことはできなくても、適切な準備を行うことで被害を軽減することができます。どんな備えが必要か考えておきましょう。

- 避難場所の確認（学校付近および自宅周辺等）
- 家族との連絡方法および待ち合せ場所の確認
- 災害伝言サービスの確認と登録（メール宛先等の事前登録が必要）
- 帰宅ルートおよび所要時間の確認（災害時徒歩約2.5 km /h）

◎東京都防災ホームページ「東京防災」という防災ブックがあります。

日頃から目を通しておき、もしもの時に備えて知識を身に付けておいてください。



〈東京都防災アプリ〉



災害伝言ダイヤル（171）の基本的操作方法

電話番号を基にして安否等の情報を音声で登録・確認できるサービスです。

利用方法

①	171をダイヤルする（ガイダンスが流れます）	
	録音の場合	再生の場合
②	1をダイヤルする	2をダイヤルする
③	自分の電話番号をダイヤルし、ガイダンスに従い録音する。	安否情報を確認したい相手の電話番号をダイヤルする。

学校への連絡方法

落ち着いたら学校へ安否を知らせてください。

- 大地震が発生した場合，本学は学生の安否確認を行います。
- 地震発生後，学校からメールが送信されますので，メール内容の指示に従い，返信してください。
- 送信するアドレスは，学校に登録されているアドレスとなります（スマートフォンで本校からのメールを受信できる設定にしておいてください）。
- 学校からの重要な情報が受信できるよう，登録アドレスは有効なものに常に更新してください。

18. 博物館等の優待制度

本学園は，上野公園（東京）にある国立科学博物館の大学パートナーシップに入会しているため，特別な優待制度が受けられます。

チケット売り場にて本校の学生証を提示することにより，常設展を無料で観覧できます。さらに，特別展の見学をする場合も，特別料金となります。

また，附属自然教育園（東京都港区），筑波実験植物園（茨城県つくば市）も無料で観覧できますので，ぜひご活用ください。

19. セミナーハウス（宿泊施設）

信州佐久 春日温泉 自然体感リゾート かすがの森

<http://www.kasuganomori.com/>

《ホームページから施設の詳細をご覧ください》

「かすがの森」は八ヶ岳北端、蓼科山麓の静かないで湯の里、信州春日温泉にあります。豊富な湯量の温泉、溪流のせせらぎを聴きながら入る露天風呂、体育館やプール、セミナー室など各種スポーツ・研修施設を備えた温泉とスポーツの宿です。

すぐ裏を流れる千曲川支流の鹿曲川での溪流釣り、バーベキュー、馬事公苑での乗馬、蓼科山への登山、名所旧跡へのハイキング、自然遊歩道での散策等、豊かな自然を体感できます。



[1] 申込・利用方法

- (1) 利用希望者は、「かすがの森」のフロントに直接お申し込みください。お申し込みの際は、学園関係者（学生、生徒など）である旨を必ず伝えてください。また、メールでもご予約いただけます。
- (2) 利用当日、教職員・学生は「身分証明書」・「学生証」を持参してください。不明な点がありましたら、ご遠慮なく「かすがの森」のフロントへお問い合わせください。

[2] 交通機関

■東京方面より新幹線で

新幹線	千曲バス	東信観光バス	
東京	佐久平	望月ターミナル	春日温泉（かすがの森前）
5,930円	200円	200円	

■東京方面より高速バスで

千曲バス	西武観光バス	千曲バス	東信観光バス
池袋駅東口	佐久平駅	望月ターミナル	春日温泉（かすがの森前）
2,300円～	200円	200円	
※web割引 2,200円～			

■東京方面より自動車で

大泉 J.C.Tー藤岡 J.C.Tー佐久 I.C (約30分) 春日温泉 (かすがの森)

*人数により送迎も承ります。詳細はフロントまでお問い合わせください。



[3] 宿泊料金 (1泊2食付、税込)

一室3名以上の料金です。(1~2名様の場合、割増)

2023年2月現在

区分		シーズン 平日 日曜・祝日 (特別期間を除く)	特別期間	
			8/1~8/31 及び土曜・祝日前日	12/31~1/3
学 園	学生・生徒	5,800~	5,800~	7,500~
	園児・児童	4,100~	4,100~	5,800~
	教職員	5,800~	6,400~	7,500~
学 園 関 係	卒業生・家族・同伴者	8,600~	9,700~	12,600~
	3才~小学生	4,400~	4,700~	6,400~
一 般	紹介・その他	9,400~	10,600~	12,900~
	3才~小学生	5,600~	6,400~	7,700~

◎チェックイン…15時 チェックアウト…10時

◎各施設利用料については、お問い合わせください。

◎入湯税 (150円) は上記料金に含まれています。[中学生以上]

◎利用する部屋のタイプにより料金が異なります。

◎一般 (学園関係者以外) の方も利用できます。

所在地 〒384-2205 長野県佐久市春日2258-1

TEL 0267-52-2111(代) FAX 0267-52-2119

E-mail : kasugaso@sas.janis.or.jp



森と湖のヒーリングリゾート「山中湖ガーデンヴィラ」

<https://www.yamanakako-garden.com/>

《ホームページから施設の詳細をご覧ください》

「山中湖ガーデンヴィラ」は山梨県の山中湖村にあり、初夏から秋まで利用できます。森林浴も楽しめるイングリッシュガーデンが自慢の宿泊施設です。地下水を利用した大浴場はバナジウムを多く含み、新陳代謝の促進、成人病予防、美容等に効果があると言われていています（貸切家族風呂もあり）。

山中湖は標高1000メートルにあり、真夏の8月でも平均気温は20度前後と過ごしやすく、避暑地として最適です。

宿から山中湖畔へは徒歩10分程度です。湖畔の散策、サイクリング、釣り、ボート、水陸両用車の乗船などが楽しめます。

周辺観光は富士五湖や富士山五合目までのドライブはもとより、富士急ハイランド、富士サファリパーク、風穴・氷穴、オルゴールの森など様々な観光スポットがあります。

〔1〕申込・利用方法

山中湖ガーデンヴィラのホームページから事前予約が可能です。

山中湖ガーデンヴィラホームページ <https://www.yamanakako-garden.com/>

〔2〕交通機関

■東京方面から自動車で

中央自動車道河口湖ICから東富士五湖道路山中湖IC経由で約20分

東名高速道路御殿場ICから東富士五湖道路山中湖IC経由で約35分

■東京方面から電車で

富士急行富士山駅下車 バスで旭日丘バスターミナルまで約25分

JR御殿場駅下車 バスで旭日丘バスターミナルまで約40分

■東京方面からバスで

新宿駅西口中央高速バスで山中湖バス停（旭日丘バスターミナル）まで約2時間20分

東京駅東名高速バスで山中湖バス停（ホテルマウント富士入口）まで約2時間20分（バス停からタクシー）

※旭日丘バスターミナルから宿まで徒歩
約15分

※交通機関・詳細地図はホームページで
確認してください。



[3] 宿泊料金（1泊無料朝食付、税込）

一室2名以上の料金です。（1名様利用の場合、割増）

2023年2月現在

区分		シーズン		8月以外		8月		特別期間	
		平日	休前日	平日	休前日	8/11~8/13 ・8/27	8/25・8/26		
学園関係者	学生・生徒・教職員・ 卒業生・SOA 会員・ 家族・知人	6,500~	8,500~	6,500~	9,500~	12,500	15,500		
	児童・園児	3,250~	4,250~	3,250~	4,750~	6,250	7,750		
学園関係者 グループ (10名様以上)	学生・生徒・教職員・ 卒業生・SOA 会員・ 家族・知人	6,000~	8,000~	6,000~	9,000~	12,000	15,000		
	児童・園児	3,000~	4,000~	3,000~	4,500~	6,000	7,500		
一般	一般	7,500~	9,500~	7,500~	11,000~	15,000	19,800		
	3歳~小学生	3,750~	4,750~	3,750~	5,500~	7,500	9,900		

※2023年度の宿泊料金は、ホームページを確認してください。

◎チェックイン…15時 チェックアウト…11時 ◎各施設利用料については、お問い合わせください。

◎一般（学園関係者以外）の方も利用できます。

所在地 〒401-0502 山梨県南都留郡山中湖村平野506-96
TEL 0555-62-3111 E-mail : info@yamanakako-garden.com

ツアープランナー・オブ・ジャパン

本校の学外研修などでお世話になっている（株）ツアープランナー・オブ・ジャパンが特別担当窓口として、各種旅行のご相談や、航空券・JR・高速バス等の乗車券・指定券をはじめ国内・海外のパッケージ商品（割引3%）、またホテルなどの宿泊予約などの取り扱いをしています。クラス旅行、規制や家族旅行など計画がありましたらどうぞご相談ください。

ご希望の際は学生サポートセンターにご相談または（株）ツアープランナー・オブ・ジャパン本社内支店（03-3835-4111）までご連絡ください。

進路



1. 就職

本校に入学した学生は、全員が目的（就職後の活躍など）をもっているはずですが、在校中は、勉学に全力をそそいで多くの知識・技術を身につけ、将来、現場において子どもたちやその保護者から厚い信頼を寄せられる「プロの保育者」に成長してください。

[1] 就職のための準備

こんなはずではなかったと、悔やむことがないように、次のことを直ちに始めましょう。

- ①新聞を毎日読む
- ②日常の挨拶をきちんとする(笑顔)
- ③作文に慣れる
- ④各種セミナー・講座に参加する
- ⑤基礎学力・成績を向上させる
- ⑥ピアノの練習をする

[2] 就職（進路）ガイダンス

「就職（進路）について正しく理解するために」

1部生は1年次の後期、2部生は2年次後期より、就職（進路）に関する心構えと手続きの方法などが指導されます。

[3] 就職の相談（個人面接）

就職を希望する学生は、就職（進路）ガイダンスに必ず出席しなければなりません。出席しない場合、就職のあっせんができなかったり、諸証明書類の発行が困難となります。また、自己の適性に合った就職活動を行うために、個人面談が6月下旬から7月初旬にかけて行われます。

[4] 書類の作成

就職のための書類は、採用先によって異なりますが、昨今は比較的提出書類の数が増えております。第一次選考での不合格は、書類選考の結果なので、正しい記入の仕方・書き方を身につけることが肝要です。書類作成にあたっては、担任の先生を通して添削指導を行いますので、申し出てください。

また、就職あっせんをする上で、学校に提出しなければならない書類として、履歴書・希望進路調査票・就職活動届および受験報告書・就職決定

報告書などがあります。また、成績証明書・卒業見込証明書・人物調査書・推薦書等は、その時期に事前に準備するよう心がけてください。

[5] 出願と受験

公立保育所は、6月～8月が出願のピークで、地方自治体によって異なります。私立保育所は、およそ9月～2月までの間に受験するようになります。公立幼稚園は5月が、私立幼稚園は9月以降が出願・受験の時期となります。各地域の市町村に協会がありますので、積極的に登録してください。

[6] 就職の決定

就職の決定は、受験後、1週間程度で学校と本人宛に通知されます。学校求人は最優先となりますので、公・私立の選択等、あらかじめよく自分の方針を決めておいてください。また、公・私立とも就職するためには、日頃の努力が実を結ぶことを十分に心しておかなければなりません。

2. 進学

本校の学生は卒業後、より高度な能力を身につけるため、併設校である聖徳大学3年次編入学や聖徳大学短期大学部専攻科に内部入試で優先入学することができます。

[1] 聖徳大学3年次編入学（内部推薦）

本校では、聖徳大学3年生への編入学内部推薦制度を設けています。

編入学は、聖徳大学短期大学部をはじめとする短期大学卒業予定者や、本校のような専門学校卒業予定者、すでに社会人経験のある皆さんが入学する制度です。

編入学後は、3・4年次の学習に無理なく取り組めるよう、本校の修得単位の一部を認定しています。

また、大学卒業後は大学院・教職大学院への進学も可能になります。

[2] 聖徳大学短期大学部 専攻科医療保育専攻/1年課程

病院の小児病棟に入院中の小児患者の保育室や、病児保育所などで治療・療養している子どもたちに、豊かで適切な保育活動ができる保育者を養成する課程です。

修了後、1年間の科目等履修生等での学修を経て、**幼稚園教諭一種免許状**や学士の学位（論文などの審査合格）取得の道がひらける課程です。

3. ひじり会（同窓会）

ひじり会は本校の卒業生で組織する同窓会です。発足以来会員数も13,700名を超え、大きなネットワークになっています。会員の多くは、全国の公立・私立の幼稚園・保育所・施設などで活躍されています。

ひじり会は、毎年夏休みに「リズム講習会」の開催、会報の発行、定例総会の開催等、さまざまな企画により会員同志の親睦をあたためています。

本学のホームページ内にひじり会のサイトがあります。各種証明書発行の手続きに加え、卒業生のための就職支援やお悩み相談など用意されていますので卒業後ぜひ活用してください。

4. 卒業後の各種証明書の申請

卒業後、各種証明書が必要になった場合、窓口申込みと郵送申込みの2通りの方法があります。（電話での申込みは受け付けていません）

〈窓口申込み〉（事前に電話連絡のうえ、来校してください）

- ①本校所定の「証明書申込用紙」を使用してください。
- ②発行は、当日または翌日中（証明書発行多忙時期）になります。
- ③取扱時間

月曜日～金曜日 9:30～17:00 土曜日 9:30～14:30

*日曜・祝日は受け付けできません。

*諸事情で発行できない場合は、郵送扱いとさせていただきます。

〈郵送申込み〉（目安として1週間ほどかかります）

郵送での申込方法は、聖徳大学幼児教育専門学校ホームページに掲載しております。

〈URL〉 http://www.seitoku.jp/kttcsu/dousou_syoumei_index.html

〈スマートフォンはこちらから〉



*大学編入学試験等で提出する証明書などの場合は、別途電話で相談と確認をしてください。

聖徳大学幼児教育専門学校学則

第一章 総 則

(目的)

第1条 本校は、聖徳太子のとなえる「和」の建学精神に基づき学校教育法及び児童福祉法の定めるところに従い、一般教育及び保育並びに服飾に関する女子教育を施し、幼稚園教員・保育士・服飾技能者を養成すると共に良き社会人を育成することを目的とする。

第1条の2 本校は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価に関する事項は別に定める。

(名称)

第2条 本校は、聖徳大学幼児教育専門学校と称する。

(位置)

第3条 本校は、東京都港区三田三丁目4番28号に置く。

第二章 課程・学科・修業年限及び定員

(課程・学科・修業年限・定員)

第4条 本校の課程・学科・修業年限及び定員は次のとおりとする。

課 程 名	学 科 名	修業年限	入学定員	総定員
教員養成専門課程	保 育 科 第1部	2年	105名	210名
	保 育 科 第2部	3年	35名	105名
服 飾 専 門 課 程	服 飾 科 第1部	2年	100名	200名
	服 飾 科 第2部	2年	100名	200名

2 第1部は昼間に、第2部は夜間に授業を行う課程とする。

(在学年数)

第5条 教員養成専門課程は、次の在学年数をこえてはならない。

保育科第1部 4年

保育科第2部 6年

第三章 教育課程及び履修方法

(教育課程)

第6条 教育課程は、次のとおりとする。

教員養成専門課程

保育科第1部（総授業時間数 2280時間） 別表1

保育科第2部（総授業時間数 2280時間） 別表2

服飾専門課程 別表3

(履修方法)

第7条 保育科第1部の生徒は、2年以上在学し、教養科目については12単位以上、専門教育科目は、必修科目及び選択科目計52単位以上、合計64単位以上、修得しなければならない。

2 保育科第2部の生徒は、3年以上在学し、教養科目については12単位以上、専門教育科目は、必修科目及び選択科目計52単位以上、合計64単位以上を修得しなければならない。

3 服飾専門課程の生徒は2年以上在学し、前条に定める授業科目・時間数を修得しなければならない。

第8条 保育科第1部及び第2部の生徒は、前条の規定によるのほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の単位及び本校で定める単位を修得しなければならない。

2 保育科第1部及び第2部の生徒は、前条の規定によるのほか、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の規定により、厚生労働大臣の定める授業科目及び単位（平成30年4月27日厚生労働省告示第216号）に基づき、本校が定める別表4又は5の単位を修得しなければならない。

第四章 学習の評価及び課程修了の認定

(学習の評価)

第9条 単位は、試験（論文を含む）の成績、平素の学習状況、出席状況等総合評価して合格した者に与える。

(課程修了の認定)

第10条 課程修了の認定は、第7条に定める単位を修得するのほか、本校で必須と定めた学校行事に参加する等の条件を満たし、かつ、授業料等校納金を完納した者について、教員会の議を経て行う。

(卒業)

第11条 保育科第1部に2年以上、保育科第2部に3年以上、服飾専門課程に2年以上在学し、前条の規定により課程修了の認定を受けた者は、卒業証書を授与する。

2 前項の規定により卒業証書を授与された者は、保育科第1部・第2部にあつては、幼稚園教諭2種免許状・保育士資格を取得することができる。

3 保育科第1部及び保育科第2部を卒業した者は、専門士（教員養成専門課程）と称することができる。

(授業の方法)

第11条の2 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業の方法により修得する単位数は課程の修了に必要な総授業時数のう

ち四分の三を超えないものとする。

4 前項の規定にかかわらず、法令等により特例的な措置が認められる場合は、その措置によることができる。

(単位の計算)

第12条 授業科目の履修は、単位制とし単位の計算基準は、次のとおりとする。

- 1 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。但し、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本校が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- 3 卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第12条の2 教育上有益と認めるときは、生徒が行う他の専修学校の専門課程における授業科目の履修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本校における授業科目の履修とみなすことができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、教員会の議に基づき30単位を超えない範囲で卒業要件となる単位として認めることができる。

第12条の3 教育上有益と認めるときは、生徒が行う大学又は短期大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本校における授業科目の履修とみなすことができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条により修得したものとみなす単位数と合わせ30単位を超えないものとする。

第12条の4 教育上有益と認めるときは、生徒が本校に入学する前に行った専修学校の専門課程における授業科目の履修並びに生徒が本校に入学する前に行った前条各項目に規定する学修を入学した後の本校における授業科目の履修とみなすことができる。

- 2 前項により本校における授業科目の履修科目とみなすことができる単位数は、転学等の場合を除き、本校において履修した単位数以外のものについては、第12条の2第1項、第12条の3第1項により本校において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を限度とする。

(単位認定の停止)

第13条 各授業科目について、授業時数の5分の1以上欠席した者は、当該科目の単位認定を行わない。

- 2 授業料等の校納金が未納である場合は、その期の単位認定を行わないことがある。

第五章 学年・学期・休業日並びに入学・休学・復学・退学及び転学

(学年)

第14条 学年は、4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。

2 学期は、次の2期に分ける。

前 期 4月1日より9月30日まで

後 期 10月1日より翌年3月31日まで

3 校長は必要がある場合、学期の期間を変更することができる。

(休業日)

第15条 本校の休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
（日曜日と重なる場合は翌日を休日とする。）

三 創立記念日 4月27日

四 夏期休業

五 冬期休業

六 春期休業

2 前項第4号から第6号までの期間は、校長が別に定める。

3 校長が必要と認めたときは、第1項の規定にかかわらず休業日に授業又は実習を行い、若しくは臨時に休業日を設けることができる。

(入学資格)

第16条 入学を願い出ることができる者は、次の各号に該当する者でなければならない。

一 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む）

三 外国における学校教育12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

五 文部科学大臣の指定した者

六 大学入学資格検定規定又は高等学校卒業程度認定試験規則により文部科学大臣の行う大学資格検定又は高等学校卒業程度認定試験に合格した者

七 その他専修学校において相当の年令に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 前項によるのほか、服飾専門課程にあっては、修業年限が3年の高等課程を修了した者及び本校において高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者は、入学を願い出ることができる。

(入学志願の手続)

- 第17条** 入学を願ひ出る者は、所定の入学願書に前条1項の各号に該当することを証明する書類及びその成績証明書、写真・健康診断書並びに入学検定料を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。
- 2 入学試験の合否は前項の入学を願ひ出た者につき、学力・人物及び身体について選考の上決定するものとする。

(入学の手続)

- 第18条** 入学試験に合格した者は、前条に定める書類の他正副2名の保証人連署の誓約書に入学金を添えて所定の期日までに入学手続きをしなければならない。
- 2 前項の手続きを完了した者に対し、入学を許可する。
- 3 正当の理由がなく、所定の手続きを期日までに完了しない者には、合格を取り消すことがある。

(保証人)

- 第19条** 連帯保証人は、原則として父母とする。やむを得ず父母以外の者を連帯保証人とする場合は、独立した生計を営む成年者で、生徒本人が在学中は日本に居住する者とする。
- 2 前項の連帯保証人は、その生徒の在学中に生じた一切の責務を引き受けなければならない。また本学に対し負担する学費及び学費に係る遅延損害金ならびに学内施設・備品などに損害を与えた場合の損害賠償金等一切の責務について、その全部に係る極度額を限度として連帯保証するものとし、誓約書(保証書)をもって本学との補償契約の成立を証するものとする。
- 3 生徒は、連帯保証人が死亡、転籍、転居又は、改名したとき及び連帯保証人がその資格を失ったときは、その旨直ちに届け出なければならない。

(休学)

- 第20条** 病気、その他の理由によって1ヵ月以上修学することができない者は、病気の場合医師の診断書、その他の場合は、その理由を具して連帯保証人連署の上、校長に休学願ひを出なければならない。
- 2 休学の期間は、1年をこえることができない。
- 3 休学の期間は、第5条の在学年数に算入しない。

(復学)

- 第21条** 休学の期間中に休学の理由がなくなったときには、校長の許可を得て復学することができる。

(退学)

- 第22条** 病気その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、その事由を記載した連帯保証人連署の退学願を提出し、校長の許可を得なければならない。

(他の学校への転学)

- 第23条** 本校の生徒で他の学校へ転学しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。
- 2 許可を受けずに転学を試みた者に対しては、退学を命ずることがある。

(転入学・再入学・転科)

第24条 他の学校の生徒が本校に転学しようとする場合は、当該学校で修得した単位が、本校の相当学年で修得する単位と同等以上と認められる場合に限り選考の上、許可することがある。

2 前項の場合においては、当該学校の校長の承諾書を転入学願書に添えて提出することを要する。

第24条の2 本校を退学した者（第26条第2項による除籍者を含む）が退学後2年以内に再入学を希望するときは、別に定める規定により、選考の上、入学を許可することがある。

第24条の3 本校で転科を希望する者があるときは、別に定める規定により、選考の上、教員会の議を経てこれを許可することがある。

第六章 授業料・入学料・その他の費用徴収

(授業料等の金額)

第25条 授業料等の金額は、次のとおりとする。

◎教員養成専門課程

区分	第1部	第2部
入学検定料	20,000円	20,000円
入学金	250,000円	180,000円
授業料（年）	700,000円	396,000円
施設費（年）	220,000円	93,600円

◎服飾専門課程

区分	第1部	第2部
入学検定料	5,000円	3,000円
入学金	60,000円	40,000円
授業料（年）	156,000円	90,000円
校費（年）	24,000円	18,000円

2 前項の他、校納金（諸費）については別に定める。

第26条 前条に規定する授業料等は、それぞれに定められた期日までに納入しなければならない。

2 正当の理由がなく期間内に納入しない場合には、登校停止・受験停止等の処分を行い、尚、納付を怠るときは、除籍処分をすることがある。

(休学中の授業料)

第27条 授業料は休学期間中これを徴収する。

(退学等の場合の授業料の納入)

第28条 退学又は、転学しようとする者及び退学を命ぜられた者は、退学又は転学しようとする日の属する期の授業料は納入しなければならない。

(既納の授業料等)

第29条 既納の授業料・入学金・入学検定料その他の校納金は、原則として返還し

ない。ただし、入学辞退者が納付金の返還を本校が定める期限までに申し出た場合は、入学金を除き授業料等を返還する。

- 2 AO入試・各推薦入試に合格して、入学手続きをした者は、専願の主旨に基づき前項ただし書きを適用しない。

第七章 教員組織及び教員会

(職員組織)

第30条 本校に校長、教員、事務職員、その他の職員を置く。

- 2 本校に副校長を置くことができる。
- 3 校長は校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 4 副校長は、校長を補佐する。
- 5 教員は生徒の教育を掌る。
- 6 事務職員は、校長の命を受けて事務をつかさどる。

(教員会)

第31条 教員会は、校長・教員・事務責任者をもって組織する。但し、必要ある場合には、その他の職員を加えることができる。

- 2 教員会は、校長が議長となり次の事項について協議するものとする。
 - 一 生徒の教育補導に関する事項
 - 二 学科課程及び学習の評価に関する事項
 - 三 入学・退学・転入学・休学・卒業等生徒の進退に関する事項
 - 四 授業及び研究に関する事項
 - 五 その他必要と認める事項

第八章 賞罰

(表彰)

第32条 生徒が表彰に値する行為を行い、他の模範とするに足ると認めるときは、これを表彰することがある。

(懲戒)

第33条 生徒が学則その他の規則に違反し、又は次の各号に該当するものがあるときは、その軽重に従い懲戒とする。

- 一 性行不良にして改善の見込みがないと認められる者
 - 二 学業劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - 三 正当の理由がなくて出席常でない者
 - 四 教育方針に反し、指示命令に従わない者
 - 五 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
- 2 懲戒の種類は戒告・停学及び退学とする。

第九章 厚生補導その他

(厚生補導)

第34条 生徒の厚生補導に関しては、別に定める。

(寄宿舍その他)

第35条 寄宿舍・セミナーハウスに関する規則及び費用の徴収については、別に定める。

附則

- 1 本学則は、昭和51年8月16日より施行する。

<略>

附則

- 1 本学則は、平成31年4月1日から改正する。ただし、既に在籍している学生については、当該入学年度の学則を適用する。

附則

- 1 本学則は、令和3年4月1日から改正する。

附則

- 1 本学則は、令和5年4月1日から改正する。

学 生 通 則

第一章 入 学 宣 誓

第1条 入学を許可された者は、本校生徒（以下「学生」という。）としての本分を全うする旨の宣誓をしなければならない。

第二章 学 生 証

第2条 学生は、入学と同時に学生証の交付を受けて、これを携帯し、本校教職員の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

第3条 卒業、退学、除籍等の場合、または、その有効期間を経過したときは、直ちに学生証を返納しなければならない。

第4条 学生証を紛失または汚損したときは、直ちに届出て、再交付を受けなければならない。

第三章 住所並びに宿所届

第5条 学生は入学の際住所を学生サポートセンターに届出ること、途中変更した場合その都度連帯保証人連署の上、担任の承認印を受け、すみやかに学生サポートセンターに届出ること。

第四章 保 証 人

第6条 学生は、入学の際連帯保証人を定め、連帯保証人と連署の上、所定の誓約書を提出しなければならない。

第7条 連帯保証人は、原則として父母とする。やむを得ず父母以外の者を連帯保証人とする場合は、独立した生計を営む成年者で学生本人が在学中は日本に居住する者とする。連帯保証人は学生の一身上のことにに関して連帯で責任を負い、修学目的達成のために協力する者でなければならない。

第8条 連帯保証人を変更しようとするときは、新、旧保証人連署の上、事務室長に届出なければならない。

第五章 身 上 異 動

第9条 学生は、氏名その他一身上に異動があった場合、その都度すみやかに事務室長に届出なければならない。

第六章 欠 席 届

第10条 学生は病気または事故により欠席する場合は、理由を具して所定の欠席届に担任の承認印を受け、すみやかに学生サポートセンターに届出る。1週間以上の病気欠席の場合は診断書を添えること。また、試験を欠席する場合は、事前または10日以内に連帯保証人捺印の理由書を学生サポートセンターに提出する。

2. 忌引, 実習先の事前オリエンテーション受講及び実習先への実習日誌(録)の提出・受取りのため授業を欠席した場合, 就職のために授業を欠席した場合, 学外活動で授業を欠席した場合等は, 別に定める。

第七章 服 装

第11条 服装は次のとおりとする。

- 1) 通学時は本校学生としてフォーマルスーツに準ずる, TPOをわきまえた服装とする。
- 2) 入学式, 卒業式等の式典, 公式行事及び実習, 就職試験などはフォーマルスーツとする。
- 3) 校章は, フォーマルスーツ時に必ず着用する。
- 4) フォーマルスーツ及び校章着用の細部については, 別に定める。

第八章 団 体

第12条 学生が団体(3名以上)を結成しようとする場合は, 所定の様式に従い, 顧問教員, 代表者の氏名, その他所定の事項を記入し, 責任代表者2名以上が署名捺印したものに, 団体の規則を添え, 事務室長を経て校長の許可を受けなければならない。

団体の規則, 届出事項を変更するときもまた, 前項に準じて許可を受けなければならない。

第13条 団体を結成したときは, 7日以内に団体員名簿を作成し, 事務室長に提出することを要する。名簿は毎年5月末日現在で更新し, 事務室長に提出するものとする。

第14条 学内団体が学外団体行事等に参加しようとするときは, 14日前までに責任者は, 事務室長を経て校長の許可を受けなければならない。

第15条 学生が学外において, 本校名を使用して学外活動(マスコミ等への投稿, 出演を含む)をしようとするときは, その活動開始14日前までに責任代表者は, 事務室長を経て校長の許可を受けなければならない。

第九章 集会その他

第16条 学生が学内において, 集会, 署名運動, 募金運動その他の催しをしようとするときは, その期日14日前までに, 所定の様式に従い, 事務室長を経て, 校長の許可を受けなければならない。

第17条 学生または学内団体が, 学外から, 団体指導者, 講演者等を招へいしようとするときは, その期日14日前までに, 事務室長を経て校長の許可を受けなければならない。

第18条 学生が集会、催し物等のために本校の施設または物件を使用する場合には、14日前までにあらかじめ所定の手続きにより、その場所を管理する関係部局長の許可を受けなければならない。その場合第16条の許可を受けた者に限る。
使用の許可を受けた者は、そのために生じた事項の一切について責任を負うものとする。

第十章 掲 示 等

- 第19条** 金銭の授受を伴う行為（募金、寄付、積立、広告収入、会員券頒布等）は、その期日14日前までに、事務室長を経て校長の許可を受けること。
- 第20条** 学生が学内においてビラ、ポスター、パンフレットまたは新聞等を掲示もしくは配布し、またはその他の宣伝活動をしようとするときは、14日前までに事務室長を経て校長の許可を受けなければならない。
掲示について許可を得たときは本校の所定の許可スタンプを受け、所定の場所に掲示しなければならない。
- 第21条** 学生が雑誌、小冊子その他の印刷物を発行または配布しようとする場合は、あらかじめその原稿を添え、14日前までに事務室長を経て校長の許可を受けなければならない。

第十一章 そ の 他

- 第22条** 第14条から第19条までの課外活動を行ったときは、当該責任者は、その結果について終了後14日以内に、事務室長を経て校長に報告書を提出しなければならない。
- 第23条** 学外団体に加入している学生は、事務室長に届出なければならない。届出の変更もまた同じとする。
- 第24条** 許可された事項が許可の趣旨に反すると認められる場合には、これを取り消すことがある。

附則

この通則は、昭和46年4月1日より施行する。

<略>

附則

この通則は、平成21年4月1日より改正する。

附則

この通則は、令和3年4月1日より改正する。

科目の履修方法，学習の評価， 及び課程修了の認定に関する規程

（目的）

第1条 本規程は学則に基づき，科目の履修方法，学習の評価及び課程修了の認定について定めることを目的とする。

（成績評価）

第2条 学則第9条の規程による成績の評価は，S（90点以上），A（89点～80点），B（79点～70点），C（69点～60点），D（59点以下）とし，S，A，B，Cは合格，Dは不合格とする。

2 Dの評価は，単位履修成績表に記載するが，成績証明書には記載しないものとする。但し，事務上必要な場合には，この限りでない。

（成績判定の方法）

第3条 学習成績の判定の方法は，筆記試験，口答試験，実技試験，レポート，作品等の提出物（以下，「試験等」という）及び当該学生の学習態度を考慮して，担当教員が行う。

2 試験等において，不正行為（カンニング，他人の作品の盗用等）があったと認定された場合には，当該科目を失格とし再履修とするほか，学則第33条の規程に基づき，教員会の議を経て，校長が懲戒する。

3 不正の認定に当たっては，教員が調査する。但し，当該学生は，その事実について釈明する機会を与えられるものとする。

（試験等の期間）

第4条 試験等は，履修期末に定期に行うほか，当該授業科目の担当教員が必要と認めた場合，適宜行うものとする。

（単位の認定）

第5条 単位の認定は，当該授業科目の担当教員が，次の条件をそなえた学生に対して行う。

(1) 履修届を提出して許可された者

(2) 授業科目に必要と定められた出席時数を現に満たした者（全授業科目の5分の4以上）

(3) 授業科目における試験等の結果を総合判定して，C以上であった者

(4) 所定の校納金を納入した者

（試験等の制限）

第6条 学生が，次の各号に該当する場合は，原則として，受験資格を喪失する。

(1) 試験場において，学生証を携帯していない場合

(2) 試験時間に，20分以上遅刻した場合

(3) 監督責任者が，不正行為を行ったと判定した場合

- (4) 提出物の提出期限に正当な理由なくして遅れた場合
 - (5) 授業科目に必要と定められた出席時数が不足する場合（全授業科目の5分の1以上の欠席者）
 - (6) 所定の校納金未納の場合
 - (7) 受験に際して、各担当教員のあらかじめ示している要件を満たしていない場合、当該科目についての受験資格を認めないことがある。
- 2 受験妨害等の行為を行った者に対しても、監督責任者は、受験資格を失格とする場合がある。

(追試験)

第7条 学生が、次の事由により、定期試験を受けられなかった場合には、その事由を証明する書類と所定の欠席届とを、10日以内に学生サポートセンターに提出し、教員会の議を経て、追試験を受けることができる。

- (1) 病気、負傷（医師の診断書がある場合）
 - (2) 事故、遅延（事故証明書がある場合）
 - (3) 忌引
 - (4) 就職試験（受験証明書がある場合）
- 2 前項に該当しない場合は、再試験とみなす。
- 3 追試験の成績の評価は、本試験に準ずる。
- 4 追試験の期日は、担当教員と事務担当者が協議し、学生サポートセンターが告示する。
- 5 追試験の手続きは、学生サポートセンターが指示する所定の期日までに完了しなければならない。
- 6 追試験と認定された者は、1科目につき2,000円の試験手数料を納入しなければならない。
- 7 追試験を受けようとする者が、卒業年次に第1項第1号、第2号、第3号の理由により受験ができなかった場合は、当該年度において特別追試験を受験することができる。

(再試験)

第8条 科目担当教員は、試験等の成績が不合格になった者に対して、1回に限り再試験を行うことがある。再試験を認められた科目に対して、学生は学生サポートセンターの指示に従い、再試験願を提出して試験を受けることができる。

- 2 前試験による当該科目の成績の評価はC、Dとする。
- 3 前条第4項、第5項、第6項は、再試験に準用する。但し、第4項、第5項、第6項の追試験とあるのは、「再試験」と読みかえるものとする。
- 4 前条第7項の規定は、再試験においても適用する。

(再履修)

第9条 学習成績が、不合格及び失格となった者は、次学期以降において、科目担当教員の許可を経た後、再履修願を提出し校長の許可を得て、通常の間割に従い、再履修することができる。

2 再履修の場合の成績の評価、単位の認定、試験等は原則として、本規程に準じて取扱うものとする。

3 再履修は、保育科第1部生は第2部の授業で、保育科第2部生は第1部の授業で2科目以内に限り受講することができます。

但し、在学延長者（留年生）はこの限りではありません。

(幼児教育実習の履修)

第10条 幼児教育実習の履修は、別に定める。

(面接指導)

第11条 学生は、各年次1回以上、学習等に関し必要に応じてクラス担任の指導を受けるものとする。

(卒業認定)

第12条 卒業認定は、本校が卒業必修と定める科目及び単位（学生便覧参照）を履修し、かつ必修と定める行事に参加する等、定められた条件を満たした学生に対して、教員会の議を経て、校長がこれを行う。

(退学勧告)

第13条 クラス担任は所属クラスの学生で、成績が不良で学業を継続することが困難であると判断した場合には、教員会の議を経て、当該学生に対して、退学を勧告することができる。

(進級基準)

第14条 学生の進級基準を次のとおり定める。

1 1年次から2年次（保育科第2部は1年次から2年次及び2年次から3年次）へ進級する場合には、1年次終了時（保育科第2部は1年次終了時及び2年次終了時）において別表に定める単位を修得しなければならない。

2 進級の判定は教員会の議を経て校長が行う。

3 進級できなかった者の取扱いは別に定める。

別 表

学 科	修 得 単 位 数
保育科第1部	18
保育科第2部	1年次8・2年次14

附則

1 本規程の細則は、校長が別に定める。

附則

1 本規程は昭和55年4月1日から施行する。
(昭和55年4月入学生より実施)

< 略 >

附則

1 本規程は、平成31年4月1日より改正する。

レポート表紙見本

氏名

聖徳大学幼児教育専門学校

保育科第 部

年

クラス

番(学籍番号)

題目「

科目

」

枚

氏名

令和

年

月

日提出

先生

科目

先生名

学籍番号

氏名

科目	
先生名	
学籍番号	
氏名	

※学籍番号などの数字は、算用数字を使用してください。

諸手続き一覧(各種願書・届書)

	事 項	届書(願)の種類	備 考
証明書	証明書を発行したい時	証明書交付願	1通300円 窓口
	健康診断書を発行したい時	健康診断書交付願	1通300円 窓口
	推薦書を発行したい時	推薦書交付願	1通300円 窓口
	人物考査書を発行したい時	人物考査書交付願	1通500円 窓口
	勤労学生控除の適用を受けたい時	勤労学生控除に関する専修学校(各種学校)の課程の証明書	窓口
変更関係	住所・連絡先等が変更した時(保証人含む)	住所(表示)変更届	窓口
	保証人が変更した時	連帯保証人変更届	窓口
	姓名が変更した時	姓名変更届	窓口
欠席届	行事・シリーズコンサートを欠席した時	行事欠席届	窓口
	試験を欠席した時	試験欠席届	窓口
	忌引きのため、授業を欠席した時	忌引届	窓口
	学外活動で欠席する時	学外活動証明書	窓口
	実習先へ行った際の授業欠席を届ける時	実習証明書	実習の手引き
届出関係	15分以内の遅刻・早退した時	振り返りシート	科目担当教員
	退学したい時	退学願	担任
	休学したい時	休学願	担任
	休学事由がなくなって復学したい時	復学願	担任
	在学年数を延長したい時	在学延長願	窓口
申込関係	教室を使用したい時	教室使用願	窓口
	情報処理演習室のプリンター印刷枚数を追加したい時	プリンター印刷枚数追加申込書	50枚270円 窓口
	指定以外のシリーズコンサートを申し込む時	シリーズコンサート申込書	窓口
	試験等で学生証を忘れた時	仮学生証発行願	窓口
	追再試験を申し込む時	追・再試験受験料票・受験願	1科目試験料2,000円 窓口
	グループ研究発表会の印刷を発行したい時	グループ研究印刷申込書	窓口 1枚4円(50枚以上で受付)
	学割(帰省・就職等で片道101kmを超える鉄道の利用時)	学割申込書	窓口1枚20円
	通学定期券購入の時	通学証明書交付願	窓口20円
セミナーハウスを利用したい	セミナーハウス利用申込	電話 HPで受付	
就職関係	就職が内定した時	就職先内定報告書	窓口
	就職の受験をした時	受験報告書	窓口
	就職活動の経過報告をする時	就職活動届	窓口
	就職活動を行った証明をする時	(就職活動)証明書	窓口
授業料	授業料等納付金を(やむを得ず)延納したい時	授業料等 納付金延(分)納願	窓口
履修	再履修をしたい時	再履修許可願	窓口
	他大学等で取得した単位認定を受けたい時	単位認定申請書	窓口(※4月オリエンテーションで指示)

※上記以外の事例は(窓口)学生サポートセンターにお問い合わせください

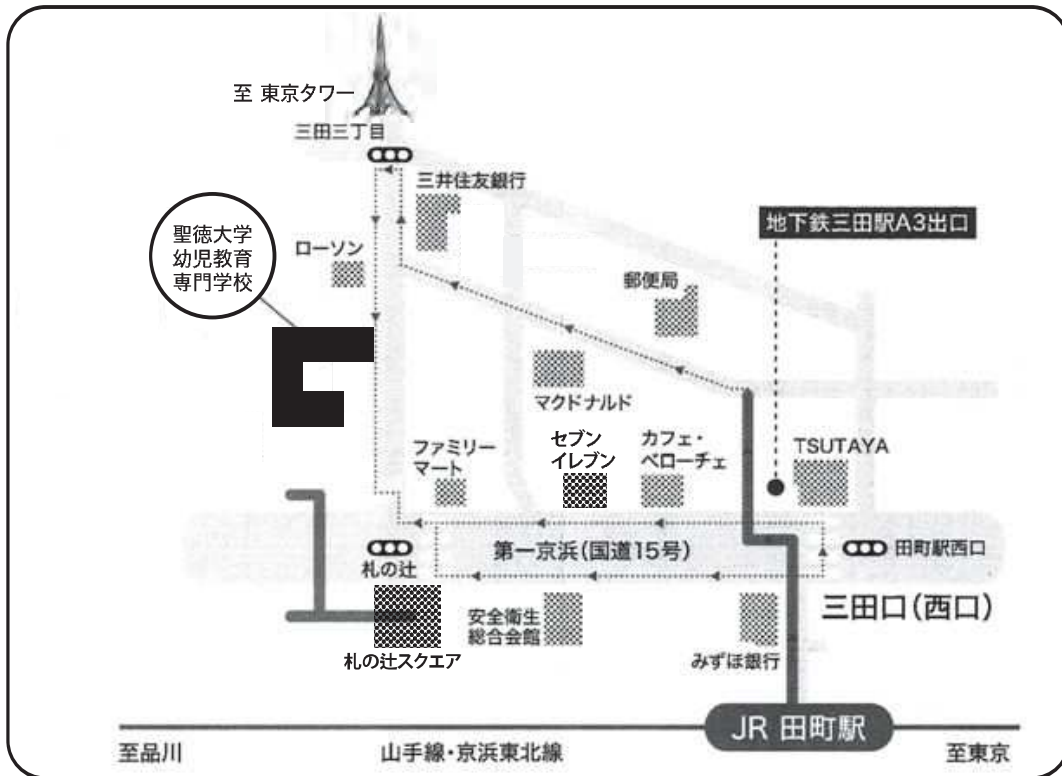
キャンパス Q&A

キャンパスでは、毎日のようにいろいろなことが起こります。わからないときには、ぜひこの「キャンパス Q&A」を参考にしてください。

Q. 項目(こんなとき)	A. 摘要
学生証はどんなとき使いますか。	学生証は、みなさんの身分を証明するものです。いつも提示できるよう携帯してください。
通学定期券を購入したいのですが。	JR・私鉄・地下鉄などの鉄道の場合は、証明書を添えて駅窓口にて購入してください。バスの場合は、通学証明書が必要になります。
本人の氏名、本籍地が変わりました。	変更届が学生サポートセンターにあります。すみやかに提出してください。
定期試験を欠席しました。	試験欠席届が学生サポートセンターにあります。連帯保証人の確認印を受け、10日以内に学生サポートセンターに提出してください。なお、欠席理由によっては、証明書を添付してください。
帰省のため学割証がほしいのですが。	JR等で片道101kmを超える場合、利用できます。
グル研or〇〇のため教室を借りたいのですが。	「教室利用申込書」で、相談と申込をしてください。
今日、試験があるのですが、学生証を忘れてきてしまいました。	学生証がなければ試験を受けることはできません。いつも携帯していなければならないものですが、不注意により学生証を忘れた場合は、「仮学生証」を発行します。
休学したいのですが。(退学・復学等について)	病気、ケガ、その他の理由により休学を希望するときは、担任あるいは学生サポートセンターと相談してください。休学願は、学生サポートセンターにあります。理由によっては、診断書が必要です。
勉学について聞きたいことがあるのですが。	疑問が生じたときは、自分で判断しないで担任あるいは学生サポートセンターに相談してください。
聖徳学園シリーズコンサートを欠席したのですが。	「行事欠席届」に必要事項を記入し、担任の承認印を受け、学生サポートセンターに提出してください。(必修のものについては代替が必要)
郵便物の文字(あて名・住所)が違うのですが。	郵便物を持参の上、学生サポートセンターへ来てください。
本人の現住所、家族の住所、電話番号、メールアドレスが変わりました。	変更届が学生サポートセンターにあります。クラス担任の承認印を受けすみやかに提出してください。(実習配属などに影響しますので、すみやかに提出)
保証人の氏名、住所、電話番号が変わりました。	変更届が学生サポートセンターにあります。すみやかに提出してください。

Q. 項目(こんなとき)	A. 摘要
学内で落とし物をしたのですが。	学内の落とし物は、学生サポートセンターに届きますので、確認してください。
学内で拾い物をしたのですが。	学内で拾い物をした場合は、学生サポートセンターに届けてください。
奨学金を受けたいのですが。	毎年4月中旬頃(掲示板で通知)に奨学金制度について説明会を行いますので、必ず出席してください。詳細は、学生サポートセンターに相談してください。
学内に掲示をしたいのですが。	ポスターの掲示や印刷物を配布したい場合は許可が必要です。学生サポートセンターへ来てください。
就職について相談したいのですが。	随時、学生サポートセンターで相談してください。
就職が内定したのですが。	内定報告書(所定用紙)を学生サポートセンターに提出してください。
授業を欠席しました。	病気・事故・ケガの場合は、必ず学生サポートセンターに連絡してください。
大学(短大・専修学校)を卒業して入学したのですが、その単位は認定されるのですか。	毎年4月、オリエンテーションで単位認定の説明会を行いますので、必ず出席してください。 ※単位認定には、単位取得成績証明書と該当シラバスのコピーが必要ですので、事前に準備しておいてください。
授業料等納付金が期限内に納付できないのですが。	特別な事情により、所定の納付期限までに納付できない場合は、延納の方法があります。まず、クラス担任及び学生サポートセンターで相談してください。
学内のコピー機自動販売機が使用できなくなったのですが。	次の人が使わないようにし、至急学生サポートセンター窓口に来てください。
不安や悩みがあるのですが。	不安や悩みがあれば、気軽に学生サポートセンターへ相談してください。問題解決のために協力と助言をします。
健康相談を受けたいのですが。	健康に不安や悩みがあれば、気軽に学生サポートセンターへ相談してください。
授業中、ケガをしたり、倒れた人がいます。	応急処置をしますので、学生サポートセンターまで知らせてください。(参照:学生便覧「保険制度」)

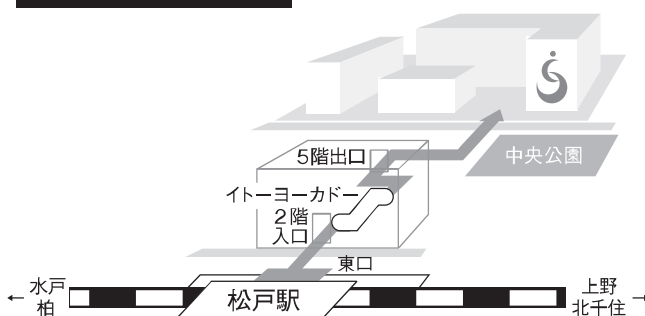
キャンパス案内



〒108-0073
東京都港区三田3-4-28
☎ 03-5476-8811
FAX 03-5476-8820

- 聖徳大学幼児教育専門学校
- 山手線・京浜東北線田町駅下車徒歩5分
- 地下鉄浅草線・三田線三田駅下車徒歩5分

JR松戸駅からの 徒歩経路



イトヨーカドー内エスカレーターを利用できます。
閉店時は正面の通路階段をご利用ください。

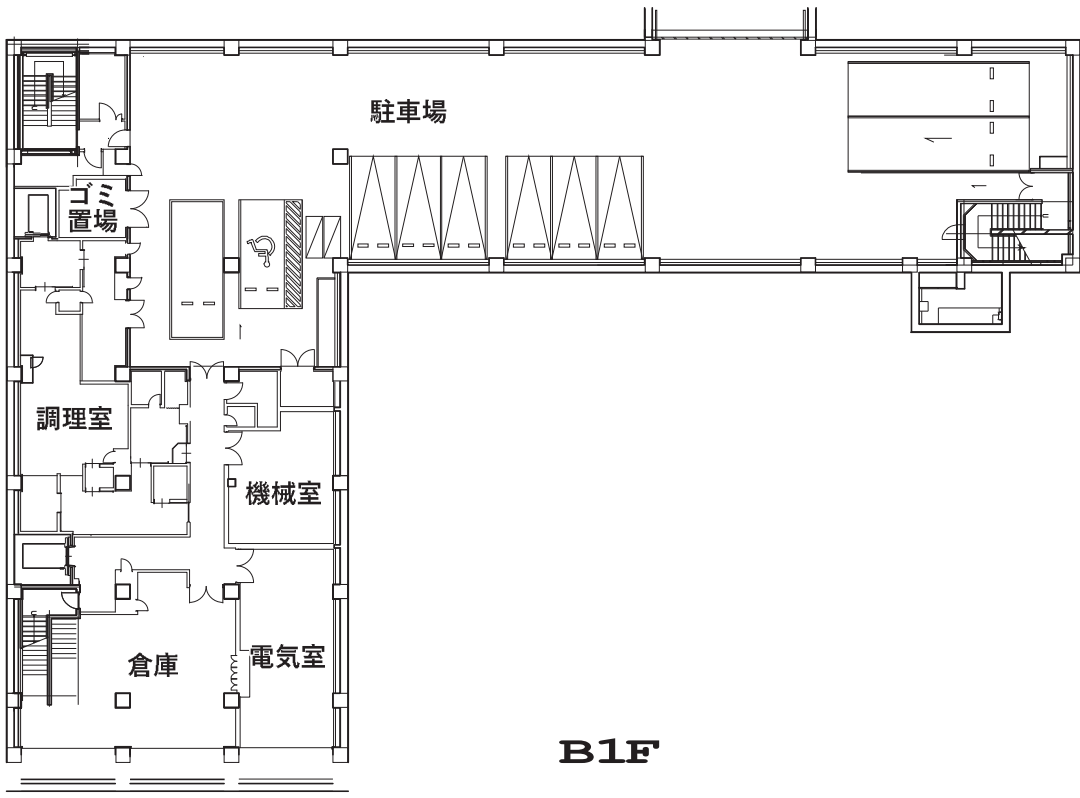
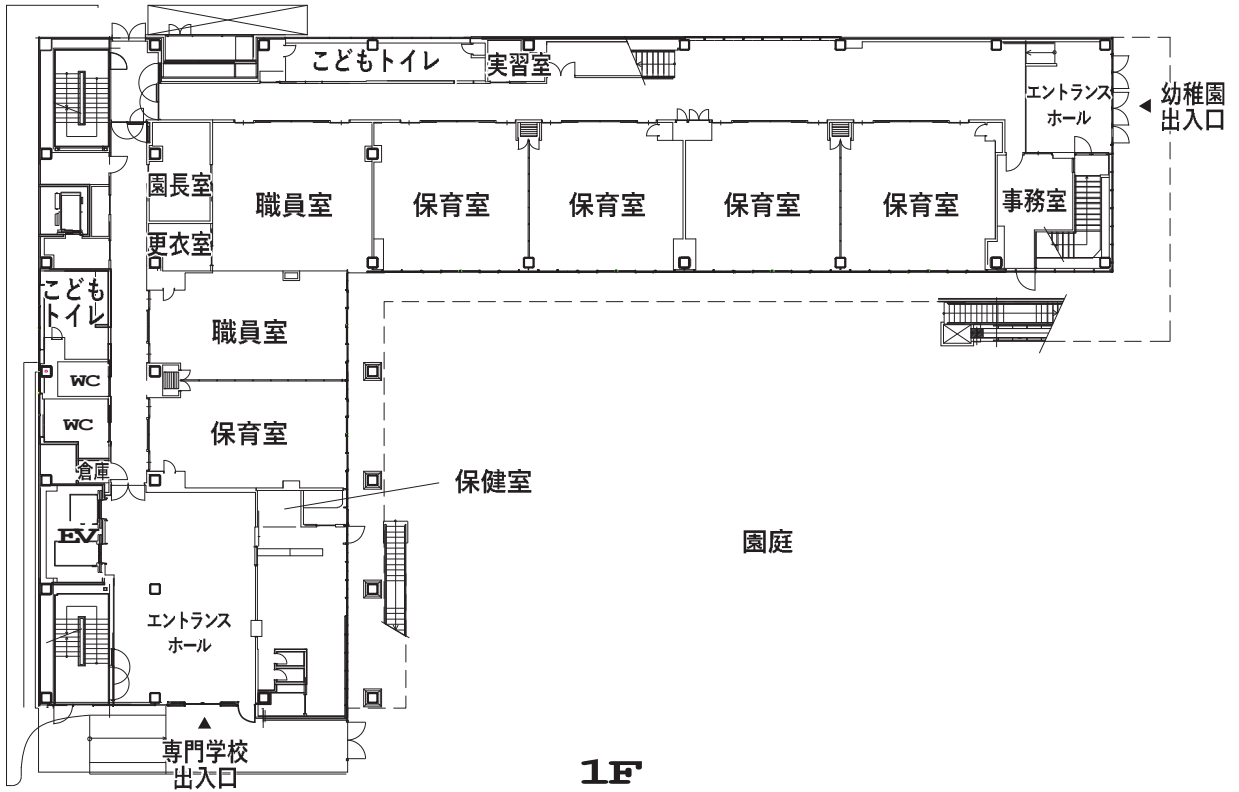
イトヨーカドー開店前

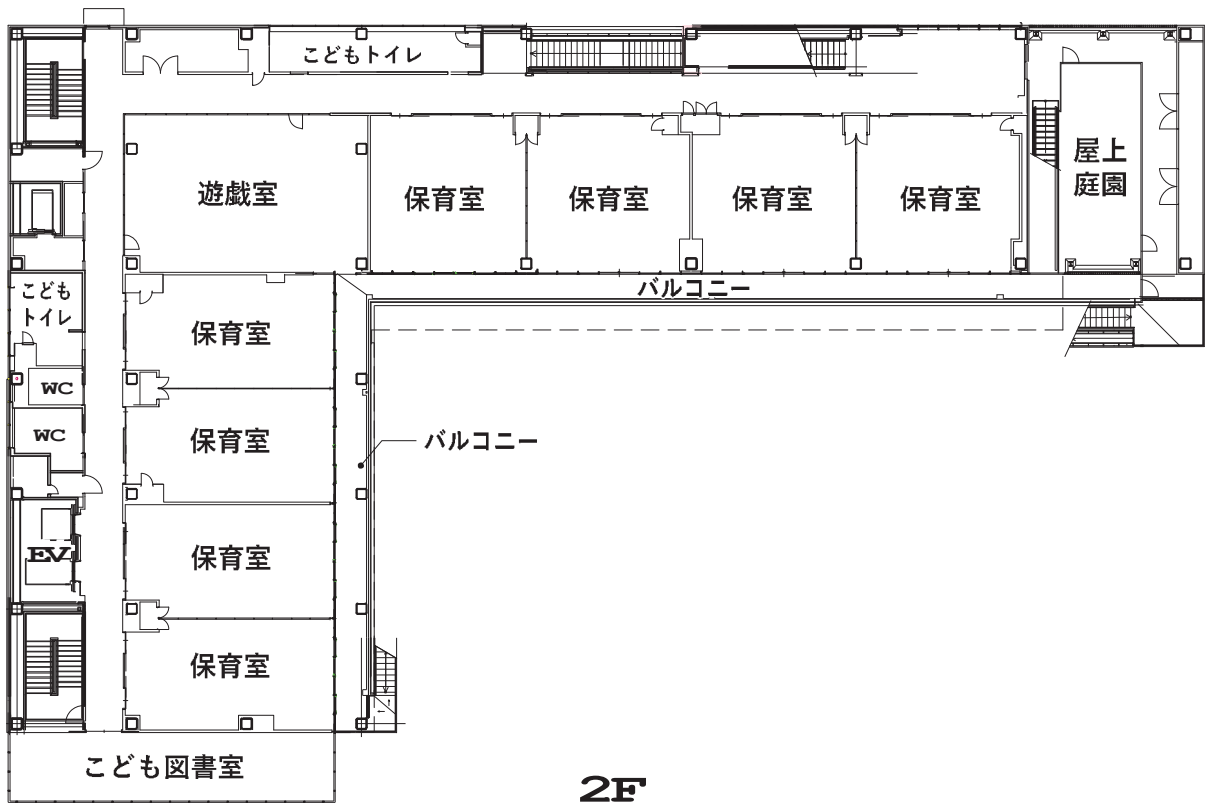
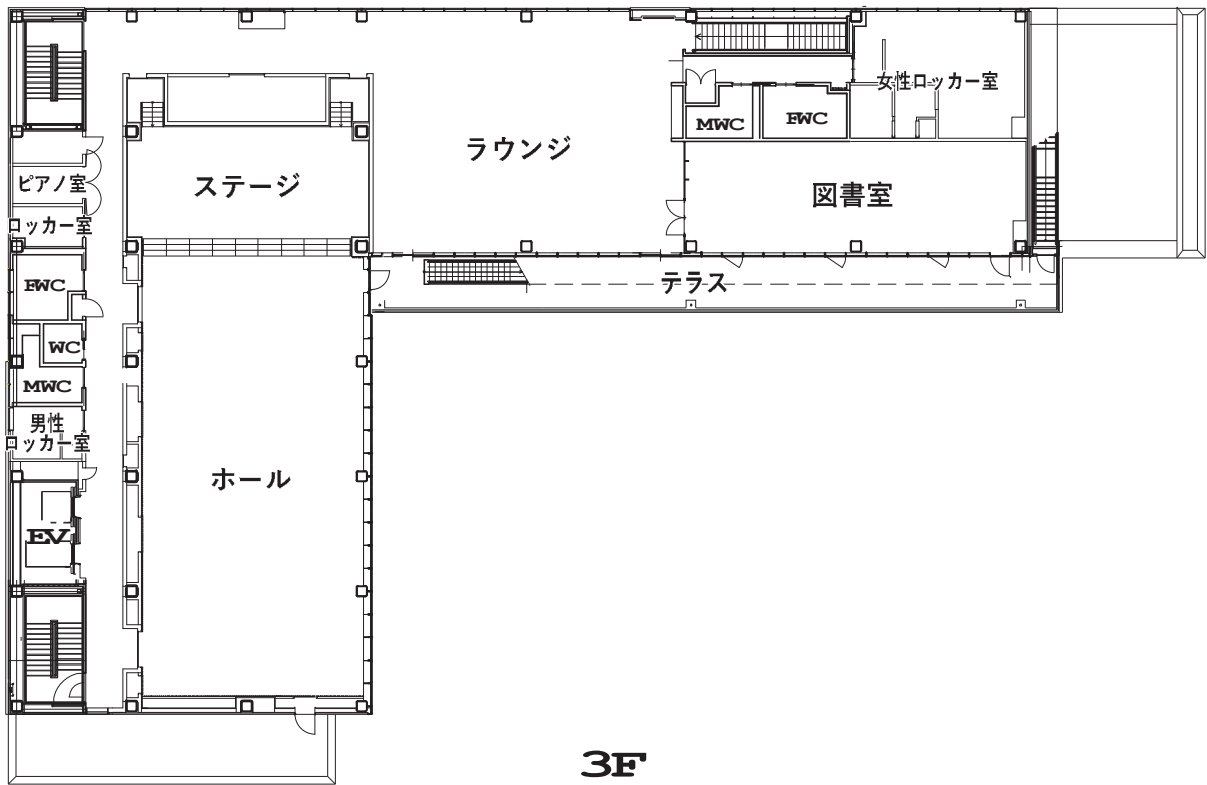
松戸駅東口より直結デッキでイトヨーカドーへ。正面の外階段より5階へ上り、店内の通路を通過して5階出口に出るとキャンパスへの通学路に出られます。

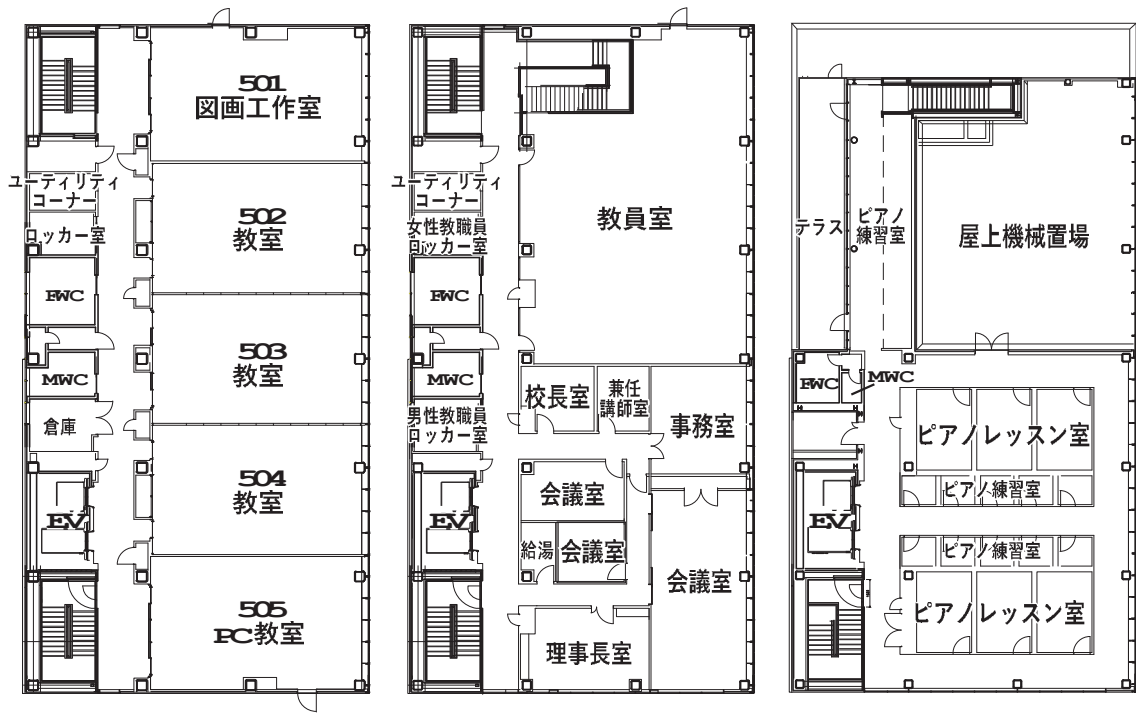
〒271-8555
千葉県松戸市岩瀬550
☎ 047-365-1111 (大代)

- 聖徳大学・聖徳大学短期大学部
- 常磐線松戸駅東口下車(上野駅より20分)徒歩5分
- 常磐線乗り入れ地下鉄千代田線松戸駅東口下車徒歩5分
- 新京成線松戸駅東口下車(津田沼駅より40分)徒歩5分
- 京成バス(総武線市川駅より35分)

施設案内・避難経路



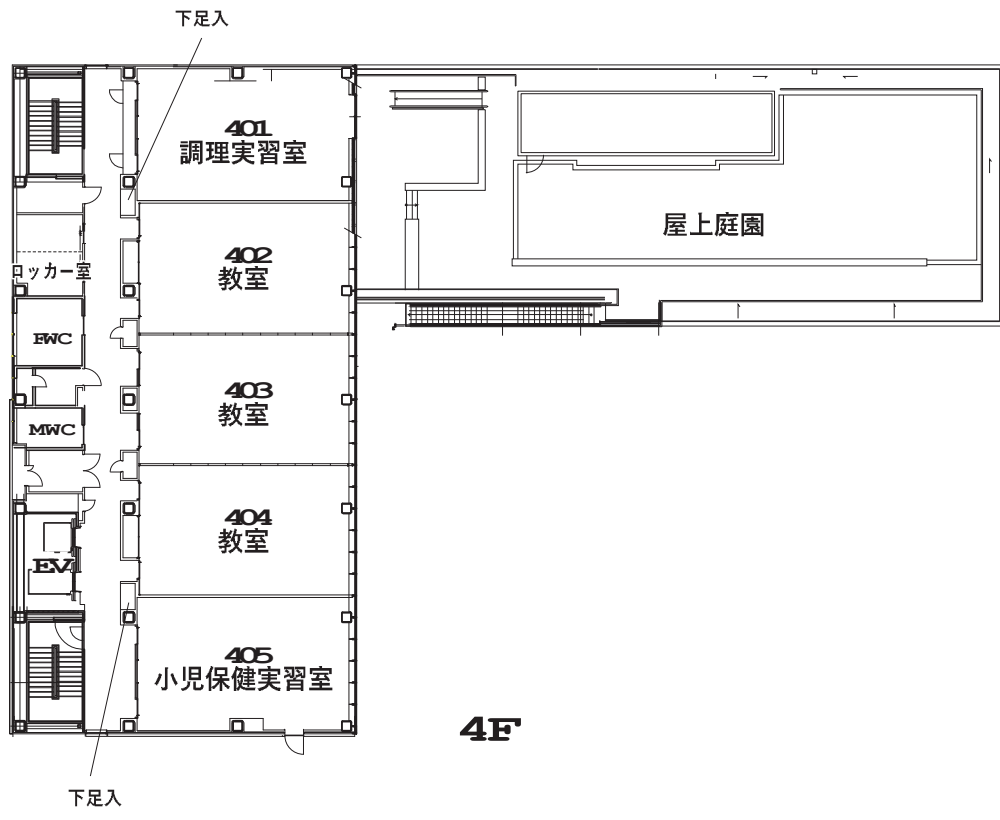




5F

6F

7F



4F

聖徳学園創立50周年記念祝典讃歌

(1983年)

序章

日はめぐり 陽は昇る
日は新たなり 教えし道は
遠きみ祖なり 愛の光り
みどりなす 和の光り
ゆかりの歴史 誇りあり
健やかにことほぎて
いまぞ讃えん 友よ歌わん
その名も清く美しく
ああ聖徳 聖徳学園
我が学び舎に
永遠に幸あれ

溢れくる 溢れくる
希望を胸に 溢れくる
はるかなる未来
学びの情熱開け行く
手をとりましたさえ
この喜びを伝えつつ
進み行く

終章

想えば遠き歳月に
誓いも新た 日も新た
輝けり 輝けり ああ
聖徳の日は新たなり

聖徳学園想園歌

青春の風は胸に鳴る

川並弘昭 作詞
黛敏郎 作曲

(一)
いま青春 燃えてひかる
ふれあいの友 わが学び舎よ
つよく やさしく 美しく
華の女神の 栄冠を
理想と ともに 掲げよう
ああ 聖徳の 聖徳の
空たかく 風は鳴る
青春の風は 胸になる

聖徳の日は新たなり

川並弘昭 作詞
近衛秀健 作曲

(二)
いまみどり 萌えてひかる
学びの友ら 肩をくみあい
夢を瞳に 輝かせて
はるかな空を 仰ぐとき
生けるよろこび 遠い雲
ああ 聖徳の 聖徳の
空たかく 風は鳴る
青春の風は 胸になる

(三)
いま歌う 青春のとき
若い いのちの
このよろこびを
高い希望に 燃えながら
未来の栄光 ひとすじに
花と薫りて 咲き匂う
ああ 聖徳の 聖徳の
空たかく 風は鳴る
青春の風は 胸になる

歴史

時うつり 時めぐり
日は新たなり
久しき理想かかげまもりて
繁みなす 愛の光
和のこころ
薫りてゆかし 花咲けり
もろとも ことほぎて
いまぞ讃えん 友よ歌わん
その名も高く 聖らなる
ああ 聖徳 聖徳学園
我が学び舎に
永遠に幸あれ

聖徳学園応援歌

(一)
いま輝こう 緑の風のように
いまはばたこう 自由な鳥のように
春には萌える夢を抱いて
夏には青い海をめざす
君よ 聖徳のわが友よ
明日の空へ たかくたかく
さあ翼を上げよう

(二)
いま見つめよう 栄えある光りの彼方
いまはじめよう 希望を高く掲げ
秋には友と夢を語り
冬には遥か大地をこえる
君よ 聖徳のわが友よ
君よ 聖徳のわが友よ
さあ翼を上げよう
君よ 聖徳のわが友よ
明日の空へ たかくたかく
さあ翼を上げよう

聖香寮寮歌 (平成12年3月閉寮)

聖香寮 寮歌

聖香寮寮生一同 作詞
宮口 一葉 作曲

(一)
清き流れの多摩川と
遠くにかすむ富士の山
田園調布の一角に
春爛漫の桜坂
集う我らが 聖香寮

(二)
朝の集いはおはようで
元気に始める朝清掃
今日も一日この友と
共に学んで語り合う
青春の日々 聖香寮

(三)
冬の寒さや春の花
理想を胸に手を取りて
学びし教え聖徳の
心に誓い大海へ
明日もはばたけ 聖香寮

君よ夢の翼を上げて

吉元由美 作詞
ミッキー吉野 作曲
近衛秀健 編曲

学 園 関 係

- 聖徳大学幼児教育専門学校
〒108-0073 東京都港区三田3-4-28 ☎03(5476)8811
- 聖徳大学三田幼稚園
〒108-0073 東京都港区三田3-4-28 ☎03(5476)8819
- 聖徳大学八王子幼稚園
〒193-0942 八王子市梶田町1003 ☎042(664)0972
- 聖徳大学多摩幼稚園
〒192-0353 八王子市鹿島1 ☎042(676)0777
- 大学附属幼稚園
 - ・附属幼稚園 〒271-8555 松戸市岩瀬550 ☎047(368)6135
 - ・附属第二幼稚園 〒270-0021 松戸市小金原7-14 ☎047(341)6598
 - ・附属成田幼稚園 〒286-0015 成田市中台3-8 ☎0476(26)3371
 - ・附属浦安幼稚園 〒279-0013 浦安市日の出5-4-2 ☎047(383)9488
- セミナーハウス
 - ・かすかの森 〒384-2205 長野県佐久市春日2258-1
☎0267(52)2111
〔ホームページ〕 <http://www.kasuganomori.com/>
交通 東京 ^{長野新幹線} → 佐久平 ^{バス・タクシー} → 春日温泉
 - ・山中湖ガーデンヴィラ 〒401-0502 山梨県南都留郡山中湖平野506-96
☎0555(62)3111
〔ホームページ〕 <http://www.yamanakako-garden.com/>
 - ・海の家 〒979-0147 福島県いわき市勿来町九面九浦町64
- 聖徳大学
聖徳大学短期大学部 〒271-8555 松戸市岩瀬550
☎047(365)1111(大代)
〔ホームページ〕 <http://www.seitoku.jp/>
- 大学附属高等学校・中学校・小学校
 - ・附属小学校 〒270-2223 松戸市秋山600 ☎047(392)3111
 - ・光英VERITAS 中学校・高等学校
〒270-2223 松戸市秋山600 ☎047(392)8111
 - ・附属取手聖徳女子中学校・高等学校
〒300-1544 茨城県取手市山王1000
☎0297(83)8111

————— 学校法人 東京聖徳学園 —————

〒108-0073 東京都港区三田3-4-28 ☎03(5476)8811